

平成 29 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 11 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例制定の件	6
第 3 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	24
第 4 号議案	大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件	33
第 5 号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	35
第 6 号議案	企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件	39
第 7 号議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	41
第 8 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 9 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 10 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 11 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例を次のように定める。

平成29年 2 月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業団の債権 金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 企業団の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項その他法律の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 企業団の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 企業団の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。
- (5) 債権の管理に関する事務 企業団の債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。
- (6) 条例等 条例及び規則（規程を含む。）をいう。

(他の条例等との関係)

第 3 条 企業団の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(企業長の責務)

第 4 条 企業長は、法令及び条例等の規定に基づき、企業団の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 企業長は、企業団の債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 企業長は、企業団の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令及び条例等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 企業長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 企業長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 企業長は、企業団の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 企業長は、企業団の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により企業団が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、企業長は、企業団の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 企業長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第12条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 企業長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 企業長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状

態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

- 第14条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （1）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき（当該非強制徴収債権について保証人の保証があるときを除く。）。
- （2）当該私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- （3）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける企業団の債権及び企業団以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- （4）第8条各号に定める措置をとってもなお完全に履行されない場合で、当該措置の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行することができる見込みがないと認められるとき。
- （5）第11条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過してもなお当該非強制徴収債権を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

- 2 企業長は、前項の規定により非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

- 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例制定の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例を次のように定める。

平成29年 2 月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 給水装置工事（第10条—第17条）
- 第 3 章 給水（第18条—第24条）
- 第 4 章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料（第25条—第44条）
- 第 5 章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第 6 章 雑則（第47条—第53条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 法第 3 条第 9 項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（給水区域）

第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

2 企業長が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。

(代理人)

第5条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、企業長が必要と認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、当該給水装置の存する市、町又は村に居住する代理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

(管理人)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を使用する者
- (3) その他企業長が必要と認める者

2 企業長は、前項の管理人（以下「管理人」という。）を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(届出の義務)

第7条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水を受けることを中止するとき。
- (2) 給水装置を廃止するとき。
- (3) 給水装置の用途を変更するとき。
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- (1) 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (3) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅、店舗、事務所その他の施設（以下「住宅等の施設」という。）に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき。
- (4) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき。

(権利義務の承継)

第8条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する一切の権利義務とともに承継したものとする。

(同居人等の行為に対する責任)

第9条 使用者又は所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みがあった場合において、企業長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)

第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が市町村域水道事業の各事業ごとに法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事^{しゅん}竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水装置の構造及び材質)

第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第14条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

(工事費の算出方法)

第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 材料費

- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の前納)

第16条 企業長が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(配水管の移設等に伴う工事)

第17条 企業長は、配水管の移設その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者その他の利害関係人の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 企業長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しない。

2 企業長は、前項に規定する場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生じてても、企業団は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 給水を受けようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、給水するときは、料金の算定の基礎となる使用水量（以下「使用水量」という。）を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により設置するメーターの位置は、企業長が定める。

(メーターの保管)

第21条 メーターは、使用者、所有者又は管理人（以下これらを「保管者」という。）に保管させる。

2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを保管しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（私設消火栓の使用）

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いを要する。

（給水装置の管理）

第23条 保管者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理しなければならない。

2 保管者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4 企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定による請求がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。

5 前2項の修繕その他必要な処置に要する費用は、保管者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

6 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、保管者の責任とする。

（給水装置及び水質の検査の請求）

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について保管者から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

第4章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料

（料金）

第25条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。

- 3 別表第1に掲げる用途の適用基準については、企業長が別に定める。
- 4 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(使用料)

第26条 千早赤阪水道事業において、メーターの使用料(以下「使用料」という。)は、1月につき、別表第2に掲げる額とし、使用者から料金と同時に徴収する。

(定例日)

第27条 企業長は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第28条 企業長は、2月ごとの定例日に使用水量を計量し、当該計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。
- 4 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

(使用水量の認定)

第29条 メーターに異状があったときその他使用水量が不明のときは、企業長が使用水量を認定する。

(四條畷水道事業における料金の算定の特例)

第30条 四條畷水道事業において、第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間(以下「計量期間」という。)の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。
- (2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 四條堰水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。

3 四條堰水道事業において、1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

4 四條堰水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(太子水道事業における料金の算定の特例)

第31条 太子水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあつては、基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあつては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 太子水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 太子水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

4 太子水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

- 5 太子水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。
- 6 太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(千早赤阪水道事業における料金等の算定の特例)

第32条 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。
 - (2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額
 - (3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額
- 2 前項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」に、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。
 - 3 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。
 - 4 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の口径による。
 - 5 千早赤阪水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことができる。
 - 6 千早赤阪水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。
 - 7 千早赤阪水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

(料金の徴収)

第33条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時にこれを徴収することができる。

2 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、料金を徴収する。

3 メーターが使用水量を示さない場合でも、給水の中止又は給水装置の廃止の届出がないときは、料金を徴収する。

(一時使用の場合等の概算料金の前納)

第34条 期間を限って給水を受けようとする者その他企業長が必要と認める者については、企業長の定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、給水を受けることをやめたときに精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

(料金の追徴又は還付)

第35条 企業長は、料金の納付後において、料金を更正する必要が生じたときは、当該更正に基づきその差額を追徴し、又は還付する。ただし、当該差額は、次回に徴収する料金で精算することができる。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者から、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加入金として徴収する。

2 前項の加入金（以下「加入金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

(四條畷水道事業における加入金の算定の特例等)

第37条 前条の規定にかかわらず、四條畷水道事業において、次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合の加入金は、各戸又は各箇所給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(2) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

(3) 前2号の規定により難い場合の加入金は、前2号の例に準じて企業長が定める額

2 四條畷水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置に係る加入金については、徴収しない。

(太子水道事業における加入金の算定の特例等)

第38条 第36条の規定にかかわらず、太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 太子水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

(千早赤阪水道事業における加入金の算定の特例等)

第39条 第36条の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を精算納付しなければならない。

(負担金)

第40条 企業長は、四條畷水道事業において、次に掲げる工事を施行するときは、当該工事の申込者に工事負担金を負担させることができる。

(1) 新たな給水又は増径の申込みに伴う水道施設の新設又は改良の工事

(2) 既設の水道施設が支障となることによる移設又は布設替工事

2 前項の工事負担金(以下「工事負担金」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事費

(2) 用地費

(3) 施工経費

(4) 事務費

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 前2項の規定による工事負担金は、概算額を前納するものとし、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 工事負担金の額の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第41条 四條畷水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以

上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げるものとする。

- 2 前項のメーター負担金（以下「メーター負担金」という。）は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、メーターの口径に応じ、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

（手数料）

第43条 手数料は、別表第5に掲げる額とし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

（料金等の減免）

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金及び第42条の給水材料負担金（以下「給水材料負担金」という。）をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 貯水槽水道

（企業団の責務）

第45条 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

（給水装置の検査等）

第47条 企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、保管者に対し、必要な措置を指示することができる。

2 保管者が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれを行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、保管者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第48条 企業長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第12条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が、企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第12条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第49条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金、使用料、加入金、負担金、手数料その他この条例に規定する費用を納期限までに納付しないとき。

(2) 正当な理由がなく、第28条の規定による計量又は第47条第1項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4) 30日以上給水装置を使用していないと認められるとき。

（給水装置の切離し）

第50条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が30日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

（過料）

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなく、第20条の規定によるメーターの設置、第28条の規定による計量、第47条第1項の規定による検査又は第49条の規

定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺
その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 詐欺その他不正の行為により、料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年四條畷市条例第33号）第9条第3号の規定による廃止前の四條畷市水道事業給水条例（平成9年四條畷市条例第17号）、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成28年太子町条例第25号）附則第2項の規定による廃止前の太子町上水道事業給水条例（昭和37年太子町条例第114号）及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成28年千早赤阪村条例第8号）第3号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業給水条例（平成9年千早赤阪村条例第10号）（以下これらを「廃止前の市町村の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町村の条例の例による。

別表第1（第25条関係）

1 四條畷水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	5立方メートルまで 732円	—
	10立方メートルまで 1,028円	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分 148円

		15立方メートルを超え25立方メートルまでの分 178円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 238円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 296円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 336円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 366円
		1,000立方メートルを超える分 386円
公衆浴場用	300立方メートルまで 25,200円	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 108円
		1,000立方メートルを超える分 118円
臨時用	5立方メートルまで 3,500円	5立方メートルを超える分 600円

2 太子水道事業

用途	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般用	0立方メートル 380円	1立方メートル以上10立方メートル以下 114円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 138円
		21立方メートル以上30立方メートル以下 171円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 195円
		41立方メートル以上50立方メートル以下 228円
		51立方メートル以上100立方メートル以下 261円
		101立方メートル以上150立方メートル以下 300円
		151立方メートル以上 338円
湯屋用	50立方メートルまで 3,619円	51立方メートル以上 95円
仮設用	0立方メートル 3,714円	1立方メートル以上 619円

3 千早赤阪水道事業

用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートル以下 120円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 140円
		21立方メートル以上30立方メートル以下 170円
		31立方メートル以上40立方メートル以下 190円
		41立方メートル以上 210円
業務用	3,700円	220円
臨時用	3,700円	620円

別表第2 (第26条関係)

メーターの口径	使用料 (1個につき)
13ミリメートル	円 100
20ミリメートル	200
25ミリメートル	400
30ミリメートル	600
40ミリメートル	800
50ミリメートル	3,000
75ミリメートル以上	5,000

別表第3 (第36条関係)

1 四條畷水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 180,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	360,000	
30ミリメートル	560,000	
40ミリメートル	1,070,000	
50ミリメートル	1,860,000	
75ミリメートル	4,840,000	
100ミリメートル	9,600,000	

150ミリメートル	24,700,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 太子水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	600,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	2,000,000	
75ミリメートル	4,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

3 千早赤阪水道事業

メーターの口径	加入金	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	1,000,000	
40ミリメートル	2,000,000	
50ミリメートル	4,000,000	
75ミリメートル以上	企業長が定める額	

別表第4（第42条関係）

メーターの口径	給水材料負担金
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

別表第5（第43条関係）

1 四條堰水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1 件	10,000円
(2)	設計手数料		
ア	外部工事（配水管から止水栓まで）		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1 件	3,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1 件	5,000円
	増設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1 件	3,000円
	増設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1 件	5,000円
イ	内部工事（止水栓以降の給水装置）		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1 件	2,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1 件	3,000円
	増設	1 件	1,500円
(3)	設計審査手数料		
	新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下	1 件	1,000円
	新設 給水管の最大口径 25ミリメートル以上	1 件	2,000円
	増設	1 件	500円
(4)	工事検査手数料		
	一般用	1 件	1,500円
	臨時用	1 件	500円
	私設共有管 共有管の最大口径 50ミリメートル以下	1 件	3,000円
	私設共有管 共有管の最大口径 75ミリメートル以下	1 件	5,000円
	補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。		
(5)	占用及び掘削申請手数料		
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの	1 件	7,000円
	市道及びこれに準ずるもの	1 件	3,000円
(6)	メーター検査手数料	1 件	300円
(7)	証明手数料	1 件	300円

2 太子水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1 件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料	1 件	2,000円
(3)	設計審査手数料	1 件	3,000円
(4)	工事検査手数料	1 件	3,000円
(5)	占用及び掘削申請手数料		
	国道、府道、河川敷及びこれらに準ずるもの	1 件	5,000円
	町道及びこれに準ずるもの	1 件	4,000円
(6)	証明手数料	1 件	300円

3 千早赤阪水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1 件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定証交付手数料	1 件	2,000円
(3)	設計審査手数料	1 件	500円
(4)	工事検査手数料	1 件	500円
(5)	掘削事務手数料		
	府道	1 件	5,000円
	村道	1 件	4,000円
(6)	申込手数料	1 件	500円
(7)	給水再開始・中止、給水装置廃止手数料	1 件	2,000円
(8)	証明手数料	1 件	200円

第 3 号 議 案

大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前									
(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 水道企業の規模は、次のとおりとする。		(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 水道事業の給水対象及び工業用水道事業の給水区域は、別表のとおりとする。									
(1) 水道事業 ア 水道用水供給事業（水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 4 項の水道用水供給事業をいう。）											
<table><tr><th>給水対象</th><th>1 日最大 給水量</th></tr><tr><td>堺市、岸和田市、豊中市、 池田市、吹田市、泉大津市、 高槻市、貝塚市、守口市、 枚方市、茨木市、八尾市、 泉佐野市、富田林市、寝屋 川市、河内長野市、松原市、 大東市、和泉市、箕面市、 柏原市、羽曳野市、門真市、 摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市、泉南市、交野市、 大阪狭山市、阪南市、島本 町、豊能町、能勢町、忠岡 町、熊取町、田尻町、岬町、 河南町及び大阪広域水道企 業団</td><td>1,710,000 立 方 メ ー トル</td></tr></table>		給水対象	1 日最大 給水量	堺市、岸和田市、豊中市、 池田市、吹田市、泉大津市、 高槻市、貝塚市、守口市、 枚方市、茨木市、八尾市、 泉佐野市、富田林市、寝屋 川市、河内長野市、松原市、 大東市、和泉市、箕面市、 柏原市、羽曳野市、門真市、 摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市、泉南市、交野市、 大阪狭山市、阪南市、島本 町、豊能町、能勢町、忠岡 町、熊取町、田尻町、岬町、 河南町及び大阪広域水道企 業団	1,710,000 立 方 メ ー トル						
給水対象	1 日最大 給水量										
堺市、岸和田市、豊中市、 池田市、吹田市、泉大津市、 高槻市、貝塚市、守口市、 枚方市、茨木市、八尾市、 泉佐野市、富田林市、寝屋 川市、河内長野市、松原市、 大東市、和泉市、箕面市、 柏原市、羽曳野市、門真市、 摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市、泉南市、交野市、 大阪狭山市、阪南市、島本 町、豊能町、能勢町、忠岡 町、熊取町、田尻町、岬町、 河南町及び大阪広域水道企 業団	1,710,000 立 方 メ ー トル										
イ 水道事業（水道法第 3 条第 2 項の水道事業をいう。以下同じ。）											
<table><tr><th>事業 の 名 称</th><th>給水区域</th><th>給水人 口</th><th>1 日最 大給水 量</th></tr><tr><td>四 條 堰 水 道 事 業</td><td>四 條 堰 市 の 区 域 ただし、大字岡 山、大字南野</td><td>57,300 人</td><td>18,740 立 方 メ ー ト ル</td></tr></table>		事業 の 名 称	給水区域	給水人 口	1 日最 大給水 量	四 條 堰 水 道 事 業	四 條 堰 市 の 区 域 ただし、大字岡 山、大字南野	57,300 人	18,740 立 方 メ ー ト ル		
事業 の 名 称	給水区域	給水人 口	1 日最 大給水 量								
四 條 堰 水 道 事 業	四 條 堰 市 の 区 域 ただし、大字岡 山、大字南野	57,300 人	18,740 立 方 メ ー ト ル								

	大字清瀧、大字逢阪、大字上田原及び大字下田原の各一部の区域を除く。		
太子水道事業	南河内郡太子町の区域 ただし、大字春日、大字山田、大字畑及び大字太子の各一部の区域を除く。	13,800人	4,510立方メートル
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津原、大字千早の各一部の区域を除く。	5,500人	2,640立方メートル

(2) 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡忠岡町並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部	470,000立方メートル

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を6月30日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

3 1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 水道事業 175万立方メートル

(2) 工業用水道事業 47万立方メートル

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

別表（第3条関係）

水道事業の給水対象	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町及び能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、
-----------	---

		田尻町及び岬町、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
	工業用水道事業の給水区域	泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部

（大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団職員定数条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、 <u>524人</u> とする。	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、 <u>480人</u> とする。

（大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
（設置） 第2条 （略）	（設置） 第2条 （略）																
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td><td>企業団が実施する<u>水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	担任する事務	（略）	（略）	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する <u>水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</u>	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td><td>企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	担任する事務	（略）	（略）	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務	（略）	（略）
名称	担任する事務																
（略）	（略）																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する <u>水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</u>																
（略）	（略）																
名称	担任する事務																
（略）	（略）																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務																
（略）	（略）																

（大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u> (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年四條畷市条例第95号）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和58年太子町条例第9号）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年千早赤阪村条例第26号）の規定によりなされた懲戒の処分、手續及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u>	(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。 附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第10条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> (四條畷市との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域</u>	(委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

<u>水道企業団の職員となったものについて、四條畷市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年四條畷市条例第4号）の規定によりなされた配偶者同行休業に係る承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる配偶者同行休業の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。</u>	
---	--

（大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

第6条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>3 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開条例（平成11年四條畷市条例第26号）、太子町情報公開条例（平成13年太子町条例第3号）及び千早赤阪村情報公開条例（平成13年千早赤阪村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1・2 （略）

（大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1―3 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>4 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年四條畷市条例第15号）及び四條畷市個人</u>	附 則 1―3 （略）

情報保護条例（平成16年四條畷市条例第16号）、太子町個人情報保護条例（平成13年太子町条例第4号）並びに千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。 5 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町及び千早赤阪村で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成29年4月1日以後、遅滞なく」とする。 6 平成29年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
--	--

（大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正）

第8条 大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 3 平成29年4月1日前に四條畷市行政手続条例（平成10年四條畷市条例第8号）、太子町行政手続条例（平成10年太子町条例第10号）及び千早赤阪村行政手続条例（平成10年千早赤阪村条例第1号）の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。	附 則 1・2 （略）

（大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部改正）

第9条 大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例</u>	<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例</u>
(趣旨) 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道用水供給事業</u>の給水についての料金、分水施設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>条例</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。 (給水の原則) 第9条 給水は、<u>非常災害</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略) (委任) 第14条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道事業</u>の給水についての料金、分水施設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>条件</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。 (給水の原則) 第9条 給水は、<u>変災</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略) (委任) 第14条 この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u>

(大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部改正)

第10条 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u> (工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事を行うことができる。この場合において、<u>これに</u>要する費用は、原因者の負担とする。 (委任) 第31条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u> (工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事を行うことができる。この場合において、<u>これを</u>要する費用は、原因者の負担とする。 (<u>条例の施行</u>) 第31条 <u>前条の規定を除くほか、この条例の施行に</u><u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u>

（大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正）

第11条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 2 平成29年4月1日前に四條畷市長期継続契約の締結に関する条例（平成18年四條畷市条例第42号）、太子町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年太子町条例第1号）及び千早赤阪村長期継続契約に関する条例（平成23年千早赤阪村条例第9号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。	附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

第12条 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項並びに法第19条第3項（これらの規定を法第31条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。	<u>（条例の目的）</u> 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条第1項及び同条第2項並びに法第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第12条第1項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。 (布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第19条第3項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(6) (略)	(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第31条において準用する法第12条第1項</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。 (布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第31条において準用する法第12条第2項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第31条において準用する法第19条第3項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)一(6) (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)
大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年四條畷市条例第33号)第3条の規定による改正前の四條畷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年四條畷市条例第5号)第8条、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年太子町条例第25号)附則第3項の規定による廃止前の太子町上水道事業の設置等に関する条例(昭和45年太子町条例第9号)第7条及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成28年千早赤阪村条例第8号)第1号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例(昭和43年千早赤阪村条例第7号)第7条の規定による平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。

第 4 号 議 案

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 15日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（降任、免職又は休職の手続）</u> 第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
（休職の効果） 第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年 <u>（非常勤職員（法第28条の 5 第 1 項、第28条の 6 第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第18条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第 4 条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）にあっては、1 年）</u> を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。	（休職の効果） 第 4 条 法第28条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、企業長が定める。
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）
（委任） 第 6 条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	（委任） 第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。
附 則	附 則
<u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施	この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行

行する。 <u>(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年四條畷市条例第96号）、職員の分限に関する条例（昭和41年太子町条例第14号）及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年千早赤阪村条例第9号）の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。	する。
--	------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 5 号 議 案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）—（3）（略） （4）（略） ア （略） （ア）（略） （イ）その養育する子（<u>育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。</u>）<u>以下同じ。</u>）が <u>1 歳 6 か月</u>に達する日（以下「<u>1 歳 6 か月到達日</u>」という。）までに、その任期（<u>任期が更新される場合にあっては、更新後のもの</u>）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが<u>明らかでない</u>非常勤職員 （ウ）（略） イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下「<u>1 歳到達日</u>」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ （略）	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）—（3）（略） （4）（略） ア （略） （ア）（略） （イ）その養育する子が <u>1 歳</u>に達する日（以下「<u>1 歳到達日</u>」という。）<u>を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u> （ウ）（略） イ <u>次条第 3 号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の <u>1 歳到達日</u>（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ （略）

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) <u>第2条の2</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) <u>第2条の3</u> (略) (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日があつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていゐる非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u> ア・イ (略) (再度の育児休業をすることができる特別の事情) <u>第4条</u> (略) (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。	(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) <u>第2条の2</u> (略) (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日があつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていゐる非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u> ア・イ (略) (再度の育児休業をすることができる特別の事情) <u>第4条</u> (略) (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは</u>出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組
--	---

<u>ア 死亡した場合</u> <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u> (2) <u>育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u> <u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u> (3)―(6) （略） (7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u> (8) （略） （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第9条 （略） (1) <u>育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> (2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> (3)―(7) （略） （委任） 第15条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>等により職員と別居することとなったこと。</u> (2)―(5) （略） (6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u> (7) （略） （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第9条 （略） (1) <u>育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u> (2)―(6) （略） （委任） 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
---	--

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、四條畷市職員の育児休業等に関する条例(平成4年四條畷市条例第4号)、太子町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太子町条例第1号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年千早赤阪村条例第1号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。	(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第 6 号 議 案

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月 15日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	(費用弁償) 第 4 条 企業長が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） <u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u> に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 証人等の実費弁償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償（企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額 <u>（内国旅行にあっては、当該旅費の額のうち日当の額相当額を除いた額）</u> とする。ただし、	(実費弁償) 第 2 条 (略) 2 前項の規定による実費弁償（企業長が特別の事情があると認める場合に係るものを除く。）の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。ただし、企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額

企業長が定める内国旅行にあっては、企業長が定める場合を除き、その額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 （略）	に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める6級以下3級以上の職務にある者の日当の額相当額を加えた額とする。 3・4 （略）
--	---

（大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u>に定める指定職の職務にある者相当額とする。

（大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める指定職の職務にある者相当額とする。	（費用弁償） 第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>（日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。）</u>に定める指定職の職務にある者相当額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第 7 号議案

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)	(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、	(給与の種類) 第 2 条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

<u>第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</u> 2・3 （略） （扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第3条第2項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては、支給しない。</u> 2 （略） (1) （略） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4)―(6) （略） （時間外勤務手当） 第12条 （略） 2 （略） (1) （略） (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は<u>第28条の6第2項の規定により採用された職員</u> (3) （略） （非常勤職員等の給与） 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、<u>予算の範囲内において、企業長が別に定める給与を支給する。</u> （委任） 第27条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 （四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置） 2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する</u>	2・3 （略） （扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 （略） (1) （略） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> (3)―(5) （略） （時間外勤務手当） 第12条 （略） 2 （略） (1) （略） (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定により採用された職員</u> (3) （略） （特別職に属する企業団職員の給与） 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、<u>給与を支給する。</u> （委任） 第27条 この条例の施行に<u>ついて</u>必要な事項は、企業長が定める。 附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
--	---

る条例（昭和42年四條畷市条例第6号）、太子町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和58年太子町条例第17号）及び千早赤阪村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年千早赤阪村条例第6号）（以下これらを「統合前の市町村の条例」という。）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町村の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。	
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用しない。

第 8 号議案

第 9 号議案

平 成 2 8 年 度

大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算

大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算

第 8 号議案

平成 2 8 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第1条 平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既 決)	(補 正)	(計)
(1) 年 間 総 給 水 量	511,000,000 m ³	1,000,000 m ³	512,000,000 m ³
(2) 1 日 平 均 給 水 量	1,400,000 m ³	2,740 m ³	1,402,740 m ³
(3) 主要な建設改良事業			
改 良 事 業	25,810,729 千円	△ 2,877,020 千円	22,933,709 千円
取 水 設 備 改 良 費	磯島取水場等における取水設備改良		
浄 水 設 備 改 良 費	村野浄水場等における浄水設備改良		
送水管路布設替工事	送水管路分岐改良工事等		
送水管路布設工事	バイパス送水管等の布設		
施 設 改 良 工 事	松原ポンプ場築造等の施設改良		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水 道 事 業 収 益	44,516,214千円	101,114千円	44,617,328千円
第1項 営 業 収 益	41,594,546千円	81,146千円	41,675,692千円
第2項 営 業 外 収 益	2,921,668千円	19,968千円	2,941,636千円
	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水 道 事 業 費 用	40,280,414千円	△ 2,180,056千円	38,100,358千円
第1項 営 業 費 用	36,576,385千円	△ 2,641,832千円	33,934,553千円
第2項 営 業 外 費 用	3,424,496千円	444,864千円	3,869,360千円
第3項 特 別 損 失	79,533千円	16,912千円	96,445千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額27,673,360千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,685,908千円、過年度損益勘定留保資金19,376,177千円及び当年度損益勘定留保資金6,611,275千円で補てんするものとする。」を「不足する額25,683,813千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,689,070千円及び過年度損益勘定留保資金23,994,743千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業資本的収入	13,625,763千円	△ 960,572千円	12,665,191千円
第2項 国庫補助金等	2,800,603千円	△ 960,572千円	1,840,031千円
	支	出	
(科目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業資本的支出	41,299,123千円	△ 2,950,119千円	38,349,004千円
第1項 建設改良費	27,546,743千円	△ 2,689,319千円	24,857,424千円
第2項 企業債償還金	13,752,380千円	△ 394,423千円	13,357,957千円
第3項 国庫返納金	0千円	133,623千円	133,623千円

平成29年2月15日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹山修身

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
補正予算実施計画	6
予定キャッシュ・フロー計算書	8
予定貸借対照表	9

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業収益			44,516,214	101,114	44,617,328	
	1 営業収益		41,594,546	81,146	41,675,692	
		1 給水収益	41,391,000	81,000	41,472,000	
		3 その他営業収益	83,860	146	84,006	
	2 営業外収益		2,921,668	19,968	2,941,636	
		2 長期前受金戻入	2,536,132	24,435	2,560,567	
		4 雑収益	178,485	△ 4,467	174,018	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水道事業費用			40,280,414	△ 2,180,056	38,100,358	
	1 営業費用		36,576,385	△ 2,641,832	33,934,553	
		1 原水及び浄水費	12,022,201	△ 1,893,924	10,128,277	
		2 送水費	4,855,146	△ 702,461	4,152,685	
		3 総係費	1,356,403	12,465	1,368,868	
		5 減価償却費	16,347,892	△ 119,667	16,228,225	
		6 資産減耗費	620,963	37,536	658,499	
		8 営業受託費用	111,649	△ 33,649	78,000	
		9 その他営業費用	1,150,540	57,868	1,208,408	
	2 営業外費用		3,424,496	444,864	3,869,360	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,060,083	△ 55,136	3,004,947	
		5 消費税及び 地方消費税	170,983	500,000	670,983	
	3 特別損失		79,533	16,912	96,445	
		2 過年度損益修正損	0	2,597	2,597	
		3 その他特別損失	0	14,315	14,315	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水 道 事 業 資 本 的 収 入	2 国 庫 補 助 金 等		13,625,763	△ 960,572	12,665,191	
			2,800,603	△ 960,572	1,840,031	
		1 国 庫 補 助 金 等	2,800,603	△ 960,572	1,840,031	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 水 道 事 業 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		41,299,123	△ 2,950,119	38,349,004	
			27,546,743	△ 2,689,319	24,857,424	
		1 改 良 費	25,810,729	△ 2,877,020	22,933,709	
		2 負 担 金	1,567,740	192,150	1,759,890	
		3 建 設 受 託 工 事 費	168,274	△ 4,449	163,825	
	2 企 業 債 償 還 金		13,752,380	△ 394,423	13,357,957	
		1 企 業 債 償 還 金	13,752,380	△ 394,423	13,357,957	
	3 国 庫 返 納 金		0	133,623	133,623	
		1 国 庫 返 納 金	0	133,623	133,623	

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	補正後	補正前	比較
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	5,057,315	2,477,941	2,579,374
減価償却費等	16,228,225	16,347,892	△ 119,667
資産減耗費	506,136	380,841	125,295
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	37,613	△ 451	38,064
賞与引当金等の増減額 (△は減少)	△ 36,280	△ 36,280	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,659	0	2,659
長期前受金戻入	△ 2,560,568	△ 2,536,132	△ 24,436
受取利息	△ 6,576	△ 6,576	0
支払利息	3,004,908	3,060,044	△ 55,136
有形固定資産売却損益 (△は益)	79,533	79,533	0
その他の増減額	△ 119,992	1,000	△ 120,992
小計	22,192,973	19,767,812	2,425,161
利息の受取額	6,512	6,512	0
利息の支払額	△ 3,071,307	△ 3,106,130	34,823
業務活動によるキャッシュ・フロー	19,128,178	16,668,194	2,459,984
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 21,040,188	△ 24,039,020	2,998,832
有形固定資産の売却による収入	162,230	162,200	30
無形固定資産の取得による支出	△ 1,251,172	△ 1,068,173	△ 182,999
投資有価証券の売却による収入	500,000	500,000	0
国庫補助金等による収入	1,840,031	2,800,603	△ 960,572
国庫返納金による支出	△ 133,623	0	△ 133,623
工事負担金による収入	136,425	136,425	0
共同設備負担金による収入	5,510	5,510	0
共同施設工事負担金による収入	29,661	29,661	0
建設受託工事受入金による収入	164,710	164,710	0
建設受託工事による支出	△ 151,690	△ 155,810	4,120
水源開発事業撤退による支出	△ 446,159	△ 446,159	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,184,265	△ 21,910,053	1,725,788
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	9,800,000	9,800,000	0
企業債の償還による支出	△ 13,357,956	△ 13,752,380	394,424
リース債務の返済による支出	△ 66,713	△ 71,956	5,243
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,624,669	△ 4,024,336	399,667
IV 資金増加額 (又は減少額)	△ 4,680,756	△ 9,266,195	4,585,439
V 資金期首残高	42,276,579	33,606,794	8,669,785
VI 資金期末残高	37,595,823	24,340,599	13,255,224

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円 387,119,696	(負 債 の 部)	千円 222,003,684
固 定 資 産	345,215,222	固 定 負 債	134,673,688
有 形 固 定 資 産	328,160,953	企 業 債	123,644,201
土 地	29,264,901	長 期 リ ー ス 債 務	178,417
そ の 他 有 形 固 定 資 産	298,896,052	引 当 金	2,630,759
無 形 固 定 資 産	17,026,269	退 職 給 付 引 当 金	2,630,759
水 利 権	2,279,936	年 賦 未 払 金	7,750,071
ダ ム 使 用 権	14,506,779	そ の 他 固 定 負 債	470,240
施 設 利 用 権	239,554	そ の 他 固 定 負 債	470,240
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	流 動 負 債	34,989,641
出 資 金	28,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	12,987,431
破 産 更 生 債 権 等	2,659	短 期 リ ー ス 債 務	76,404
貸 倒 引 当 金	△ 2,659	未 払 金	19,943,897
流 動 資 産	41,904,474	引 当 金	284,822
現 金 ・ 預 金	37,595,823	賞 与 引 当 金	238,938
未 収 金	3,888,545	法 定 福 利 費 引 当 金	45,884
貯 蔵 品	255,999	一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,518,168
そ の 他 流 動 資 産	164,107	そ の 他 流 動 負 債	178,919
		そ の 他 流 動 負 債	178,919
		繰 延 収 益	52,340,355
		長 期 前 受 金	43,554,571
		長 期 前 受 国 庫 補 助 金	33,323,997
		長 期 前 受 工 事 負 担 金	9,867,762
		長 期 前 受 他 団 体 補 助 金	106,791
		長 期 前 受 受 贈 財 産 評 価 額	174,708
		そ の 他 長 期 前 受 金	81,313
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	8,785,784
		建 仮 長 期 前 受 国 庫 補 助 金	8,642,944
		建 仮 長 期 前 受 工 事 負 担 金	137,330
		建 仮 そ の 他 長 期 前 受 金	5,510
		(資 本 の 部)	165,116,012
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 4,365,536
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		国 庫 補 助 金	4,117,258
		工 事 負 担 金	43,618
		受 贈 財 産 評 価 額	42,622
		欠 損 金	8,569,034
		当 年 度 未 処 理 欠 損 金	8,569,034
資 産 合 計	387,119,696	負 債 ・ 資 本 合 計	387,119,696

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

III. 予定貸借対照表等関連

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 | 399,773,303 千円 |
| 2 長期前受金に対する収益化累計額 | 70,499,594 千円 |

IV. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

V. 減損損失関連

該当なし

VI. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 1,758 千円 (1,758 千円)

1 年超 1,631 千円 (1,631 千円)

計 3,389 千円 (3,389 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 76,404 千円 (76,404 千円)

1 年超 178,417 千円 (178,417 千円)

計 254,821 千円 (254,821 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

VII. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 28 年度において、退職手当として 233,690 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

第 9 号議案

平成 2 8 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

平成２８年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

(総 則)

第１条 平成２８年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既 決)	(補 正)	(計)
(1) 年 間 総 給 水 量	169,761,000 m ³	2,034,000 m ³	171,795,000 m ³
(2) １ 日 平 均 給 水 量	465,099 m ³	5,572 m ³	470,671 m ³
(3) 主要な建設改良事業			
増 補 改 良 事 業	2,209,559 千円	△ 10,235 千円	2,199,324 千円
施 設 拡 充 工 事	大庭浄水場等における施設拡充工事の減		
配水管路設備工事	バイパス配水管の布設工事等の減		

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)	
第１款 工業用水道事業収益	8,384,881千円	△ 4,963千円	8,379,918千円	
第１項 営 業 収 益	7,600,348千円	74,743千円	7,675,091千円	
第２項 営 業 外 収 益	681,780千円	2,640千円	684,420千円	
第３項 特 別 利 益	102,753千円	△ 82,346千円	20,407千円	
		支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)	
第１款 工業用水道事業費用	7,274,736千円	△ 329,267千円	6,945,469千円	
第１項 営 業 費 用	6,674,063千円	△ 429,456千円	6,244,607千円	
第２項 営 業 外 費 用	530,673千円	100,000千円	630,673千円	
第４項 特 別 損 失	0千円	189千円	189千円	

(資本的収入及び支出)

第４条 予算第４条本文括弧書中「不足する額4,208,790千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額154,387千円、過年度損益勘定留保資金2,116,445千円及び減債積立金1,071,940千円、建設改良積立金866,018千円で補てんするものとする。」を「不足する額4,143,055千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額153,628千円、過年度損益勘定留保資金846,372千円、減債積立金1,071,940千円及び建設改良積立金2,071,115千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業資本の収入	1,072,709千円	55,500千円	1,128,209千円
第3項 国庫補助金等	0千円	55,500千円	55,500千円

	支	出	
(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
第1款 工業用水道事業資本の支出	5,281,499千円	△ 10,235千円	5,271,264千円
第1項 建設改良費	2,209,559千円	△ 10,235千円	2,199,324千円

平成29年2月15日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算説明書目次

	頁
補正予算実施計画	18
予定キャッシュ・フロー計算書	20
予定貸借対照表	21

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道 事業収益			8,384,881	△ 4,963	8,379,918	(年間水量) 171,795千m³
	1 営業収益		7,600,348	74,743	7,675,091	
		1 給水収益	7,201,225	74,743	7,275,968	
	2 営業外収益		681,780	2,640	684,420	
		2 長期前受金戻入	665,416	2,603	668,019	
		3 雑収益	9,808	37	9,845	
	3 特別利益		102,753	△ 82,346	20,407	
		1 その他特別利益	102,753	△ 84,943	17,810	
		2 過年度損益修正益	0	2,597	2,597	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道 事業費用			7,274,736	△ 329,267	6,945,469	
	1 営業費用		6,674,063	△ 429,456	6,244,607	
		1 原水費	1,574,440	△ 191,562	1,382,878	
		2 配水費	1,401,069	△ 192,189	1,208,880	
		3 総係費	524,723	7,531	532,254	
		5 減価償却費	2,620,850	454	2,621,304	
		6 資産減耗費	115,080	△ 14,334	100,746	
		9 その他営業費用	364,027	△ 39,356	324,671	
	2 営業外費用		530,673	100,000	630,673	
		3 消費税及び 地方消費税	175,832	100,000	275,832	
	4 特別損失		0	189	189	
		1 過年度損益修正損	0	189	189	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業 資 本 的 収 入	3 国庫補助金等		1,072,709	55,500	1,128,209	
			0	55,500	55,500	
		1 国庫補助金等	0	55,500	55,500	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)			備 考
			既 決	補 正	計	
1 工業用水道事業 資 本 的 支 出	1 建設改良費		5,281,499	△ 10,235	5,271,264	
			2,209,559	△ 10,235	2,199,324	
		1 増補改良費	2,209,559	△ 10,235	2,199,324	

平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	補正後	補正前	比較
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,333,527	944,045	389,482
減価償却費	2,621,304	2,620,850	454
資産減耗費	29,119	29,621	△ 502
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,915	△ 155	13,070
賞与引当金等の増減額 (△は減少)	52	52	0
長期前受金戻入	△ 667,827	△ 665,416	△ 2,411
受取利息	△ 6,556	△ 6,556	0
支払利息	354,672	354,672	0
その他の増減額	500	500	0
小計	3,677,706	3,277,613	400,093
利息の受取額	6,428	6,428	0
利息の支払額	△ 355,586	△ 355,586	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,328,548	2,928,455	400,093
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,014,264	△ 2,022,705	8,441
投資有価証券の取得による支出	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0
投資有価証券の売却による収入	1,000,000	1,000,000	0
国庫補助金等による収入	55,500	0	55,500
工事負担金による収入	67,324	67,324	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,891,440	△ 2,955,381	63,941
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の償還による支出	△ 1,071,940	△ 1,071,940	0
リース債務の返済による支出	△ 22,907	△ 23,942	1,035
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,094,847	△ 1,095,882	1,035
IV 資金増加額 (又は減少額)	△ 657,739	△ 1,122,808	465,069
V 資金期首残高	17,175,360	17,245,563	△ 70,203
VI 資金期末残高	16,517,621	16,122,755	394,866

平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円 73,924,471	(負債の部)	千円 32,126,201
固定資産	56,520,747	固定負債	17,102,478
有形固定資産	53,590,001	企業債	16,138,025
土地	2,525,276	長期リース債務	61,146
その他有形固定資産	51,064,725	引当金	903,307
無形固定資産	919,791	退職給付引当金	903,307
地上権	541	流動負債	3,035,755
施設利用権	919,250	一年内償還予定企業債	1,057,608
投資その他の資産	2,010,955	短期リース債務	26,350
投資有価証券	2,000,000	未払金	1,146,828
出資金	5,000	引当金	61,414
破産更生債権等	17,896	賞与引当金	51,522
貸倒引当金	△ 17,707	法定福利費引当金	9,892
その他資産	5,766	その他流動負債	743,555
流動資産	17,403,724	繰延収益	11,987,968
現金・預金	16,517,621	長期前受金	11,852,384
未収金	675,380	長期前受国庫補助金	4,209,403
貯蔵品	103,257	長期前受工事負担金	3,754,417
その他流動資産	107,466	長期前受他団体補助金	3,233,954
		長期前受受贈財産評価額	654,610
		建設仮勘定長期前受金	135,584
		建仮長期前受国庫補助金	64,753
		建仮長期前受工事負担金	70,831
		(資本の部)	41,798,270
		資本金	30,997,867
		自己資金	30,997,867
		剰余金	10,800,403
		資本剰余金	658,725
		国庫補助金	466,203
		工事負担金	19,492
		受贈財産評価額	173,030
		利益剰余金	10,141,678
		減債積立金	3,201,606
		建設改良積立金	2,463,489
		当年度未処分利益剰余金	4,476,583
資産合計	73,924,471	負債・資本合計	73,924,471

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 | 59,498,566 千円 |
| 2 長期前受金に対する収益化累計額 | 27,749,362 千円 |

Ⅳ. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 2,888 千円 (2,888 千円)

1 年超 4,925 千円 (4,925 千円)

計 7,813 千円 (7,813 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 26,350 千円 (26,350 千円)

1 年超 61,146 千円 (61,146 千円)

計 87,496 千円 (87,496 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅷ. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 28 年度において、退職手当として 80,241 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

第10号議案

第11号議案

平成29年度

大阪広域水道企業団水道事業会計予算

大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算

第10号議案

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

第1章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	508,000,000m ³
(2) 1 日 平 均 給 水 量	1,391,781m ³
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
改 良 事 業	25,961,319千円
取 水 設 備 改 良 工 事	磯島取水場等における取水設備改良
浄 水 設 備 改 良 工 事	村野浄水場等における浄水設備改良
送 水 管 路 布 設 替 工 事	送水管路分岐改良工事等
送 水 管 路 布 設 工 事	バイパス送水管等の布設
施 設 改 良 工 事	松原ポンプ場築造等の施設改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道用水供給事業収益	43,955,760千円
第1項	営 業 収 益	41,340,701千円
第2項	営 業 外 収 益	2,603,351千円
第3項	特 別 利 益	11,708千円
支 出		
第1款	水道用水供給事業費用	40,196,389千円
第1項	営 業 費 用	35,526,821千円
第2項	営 業 外 費 用	3,038,873千円
第3項	特 別 損 失	1,430,695千円
第4項	予 備 費	200,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,229,084千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,702,466千円、過年度損益勘定留保資金18,612,735千円及び当年度損益勘定留保資金5,913,883千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	水道用水供給事業資本的収入	15,077,867千円
第 1 項	企 業 債	11,500,000千円
第 2 項	国 庫 補 助 金 等	2,452,140千円
第 3 項	工 事 負 担 金	63,381千円
第 4 項	共同施設工事負担金	1,788千円
第 5 項	建設受託工事収入	818,645千円
第 6 項	共同設備負担金	61,441千円
第 7 項	固定資産売却代金	180,472千円

支 出

第 1 款	水道用水供給事業資本的支出	41,306,951千円
第 1 項	建設改良費	28,319,519千円
第 2 項	企業債償還金	12,987,432千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
改 良 事 業	平成30年度から平成32年度まで	19,065,833 千円
建設受託工事	平成30年度から平成32年度まで	1,614,644
改良事業 (過年度分)	平成30年度から平成31年度まで	1,932,192
建設受託工事(過年度分)	平成30年度から平成32年度まで	318,503
ITV 設備更新維持事業	平成30年度から平成39年度まで	11,475
無停電電源設備 整備維持事業	平成30年度から平成50年度まで	37,566
自家発電設備整備維持事業	平成30年度から平成45年度まで	116,640
監視制御設備維持事業	平成30年度から平成39年度まで	14,166
松原ポンプ場 場内整備工事	平成30年度	180,617
分岐施設設置工事	平成30年度から平成31年度まで	212,276
庭窪浄水場ほか 運転管理業務	平成30年度から平成35年度まで	581,446
粒状活性炭吸着池 機能維持管理業務	平成30年度	11,522
水処理用薬品購入業務	平成30年度	299,113

事 項	期 間	限 度 額
浄水発生土処理業務	平成30年度	22,483 千円
夜間現場監理業務	平成30年度	562
交通誘導業務	平成30年度	1,732
無停電電源設備保守点検業務	平成30年度	1,506
管路漏水工事	平成30年度	29,424
人孔铸铁蓋補修工事	平成30年度	11,168
旧取水施設撤去工事	平成30年度	172,692
広域化検討委託費 (7団体との水道事業の統 合に係る検討)	平成30年度	39,327
ストレスチェック等業務委 託 (過年度分)	平成30年度から平成31年度まで	1,131
職員健康診断等業務 (過年度分)	平成30年度から平成31年度まで	919
現行システム内容等分析・ 新システム開発	平成30年度から平成31年度まで	114,738

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道建設改良事業費	千円 11,500,000	普通貸借又は証券発行の方法により、政府その他から起債する。 ただし、当該年度において未発行のものがあ る場合は、翌年度以降において繰越発行を することができる。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 借入れの日の翌日から30年(すえ置期間を含む。)以内に毎年度年賦又は2期に分割して償還する等の方法により償還する。 2 融通条件又は財政の都合によって、償還年限を短縮し、もしくは繰上償還(すえ置期間を含む。)をし、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,933,959千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,000,000千円と定める。

第2章 市町村域水道事業

(総 則)

第1条 平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

連 結

(1) 給 水 戸 数	31,945戸
(2) 年 間 総 給 水 量	8,070,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	22,110m ³
(4) 主 要 な 事 業	
整備事業・改良事業	473,528千円

[四條畷水道事業]

(1) 給 水 戸 数	24,200戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,030,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,521m ³
(4) 主 要 な 事 業	
長期安定化整備事業	152,415千円

[太子水道事業]

(1) 給 水 戸 数	5,345戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,403,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,844m ³
(4) 主 要 な 事 業	
送配水設備等改良事業	193,481千円

[千早赤阪水道事業]

(1) 給 水 戸 数	2,400戸
(2) 年 間 総 給 水 量	637,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,745m ³
(4) 主 要 な 事 業	
施設改良事業	127,632千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

連 結

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,772,076千円
第 1 項 営業収益		1,549,766千円
第 2 項 営業外収益		221,117千円
第 3 項 特別利益		1,193千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,753,237千円
第 1 項 営業費用		1,638,328千円
第 2 項 営業外費用		108,767千円
第 3 項 特別損失		642千円
第 4 項 予備費		5,500千円

[四條畷水道事業]

	収	入
第 1 款 四條畷水道事業収益		1,315,015千円
第 1 項 営業収益		1,165,160千円
第 2 項 営業外収益		149,845千円
第 3 項 特別利益		10千円
	支	出
第 1 款 四條畷水道事業費用		1,307,442千円
第 1 項 営業費用		1,224,203千円
第 2 項 営業外費用		79,689千円
第 3 項 特別損失		550千円
第 4 項 予備費		3,000千円

[太子水道事業]

	収	入	
第 1 款 太子水道事業収益			279,031千円
第 1 項 営 業 収 益			254,377千円
第 2 項 営 業 外 収 益			24,654千円
	支	出	
第 1 款 太子水道事業費用			272,506千円
第 1 項 営 業 費 用			257,907千円
第 2 項 営 業 外 費 用			13,007千円
第 3 項 特 別 損 失			92千円
第 4 項 予 備 費			1,500千円

[千早赤阪水道事業]

	収	入	
第 1 款 千早赤阪水道事業収益			178,030千円
第 1 項 営 業 収 益			130,229千円
第 2 項 営 業 外 収 益			46,618千円
第 3 項 特 別 利 益			1,183千円
	支	出	
第 1 款 千早赤阪水道事業費用			173,289千円
第 1 項 営 業 費 用			156,218千円
第 2 項 営 業 外 費 用			16,071千円
第 4 項 予 備 費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額414,132千円（四條畷水道事業270,623千円、太子水道事業91,165千円、千早赤阪水道事業52,344千円）は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,580千円（四條畷水道事業14,073千円、太子水道事業11,626千円、千早赤阪水道事業8,881千円）、過年度損益勘定留保資金113,216千円（四條畷水道事業28,366千円、太子水道事業79,539千円、千早赤阪水道事業5,311千円）及び当年度損益勘定留保資金221,603千円（四條畷水道事業183,451千円、千早赤阪水道事業38,152千円）、繰越利益剰余金処分額44,733千円（四條畷水道事業44,733千円）で補てんするものとする。）。

連 結

		収	入
第 1 款	水道事業資本的収入		362,325千円
第 1 項	企 業 債		190,856千円
第 2 項	国 庫 補 助 金 等		82,112千円
第 3 項	他 団 体 補 助 金		1,980千円
第 4 項	工 事 負 担 金		14,000千円
第 5 項	固 定 資 産 売 却 代 金		11千円
第 6 項	長 期 貸 付 金 返 還 金		7,080千円
第 7 項	出 資 金		66,286千円
		支	出
第 1 款	水道事業資本的支出		776,457千円
第 1 項	建 設 改 良 費		542,457千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		231,000千円
第 3 項	予 備 費		3,000千円

[四條畷水道事業]

		収	入
第 1 款	四條畷水道事業資本的収入		128,340千円
第 1 項	企 業 債		100,000千円
第 2 項	国 庫 補 助 金 等		20,000千円
第 3 項	他 団 体 補 助 金		1,250千円
第 5 項	固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第 6 項	長 期 貸 付 金 返 還 金		7,080千円

支 出	
第 1 款 四條堰水道事業資本の支出	398,963千円
第 1 項 建設改良費	221,124千円
第 2 項 企業債償還金	174,839千円
第 3 項 予備費	3,000千円
[太子水道事業]	
収 入	
第 1 款 太子水道事業資本の収入	127,198千円
第 1 項 企業債	87,156千円
第 2 項 国庫補助金等	39,312千円
第 3 項 他団体補助金	730千円
支 出	
第 1 款 太子水道事業資本の支出	218,363千円
第 1 項 建設改良費	193,701千円
第 2 項 企業債償還金	24,662千円
[千早赤阪水道事業]	
収 入	
第 1 款 千早赤阪水道事業資本の収入	106,787千円
第 1 項 企業債	3,700千円
第 2 項 国庫補助金等	22,800千円
第 4 項 工事負担金	14,000千円
第 5 項 固定資産売却代金	1千円
第 7 項 出資金	66,286千円
支 出	
第 1 款 千早赤阪水道事業資本の支出	159,131千円
第 1 項 建設改良費	127,632千円
第 2 項 企業債償還金	31,499千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
[太子水道事業]		千円
水道料金システム賃借料	平成30年度から平成32年度まで	5,829
[千早赤阪水道事業]		
水道施設管理業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	19,514
水道事業公営企業会計システム使用許諾	平成30年度から平成33年度まで	3,805
防犯カメラ賃借料	平成30年度から平成31年度まで	554
施設改良事業	平成30年度から平成31年度まで	43,720

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
[四條畷水道事業] 長期安定化整備事業	千円 100,000	証書借入又は証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。但し、事業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
[太子水道事業] 水道事業統合関連事業	87,156			
[千早赤阪水道事業] 施設整備事業	3,700			
合 計	190,856			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそ
れ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 354,990千円
(四條畷水道事業243,552千円、太子水道事業73,586千円、千早赤阪水道事業37,852千円)

(他団体からの補助金)

第 10 条 耐震性貯水槽維持管理及び営業助成の補助等として四條畷市及び千早赤阪村からこの会計へ
補助金を受ける金額は、27,881千円（四條畷水道事業2,325千円、千早赤阪水道事業25,556千円）である。

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金のうち44,733千円（四條畷水道事業44,733千円）は、次のとおり処分する
ものと定める。

- (1) 減債積立金 44,733千円

(たな卸資産購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、10,252千円（四條畷水道事業5,565千円、太子水道事業687千円、
千早赤阪水道事業4,000千円）と定める。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算説明書目次

第1章 水道用水供給事業

	頁
予 算 実 施 計 画-----	16
予定キャッシュ・フロー計算書-----	18
給 与 費 明 細 書-----	19
債務負担行為に関する調書-----	23
予 定 貸 借 対 照 表-----	27
予 定 損 益 計 算 書-----	31

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算実施計画

水道用水供給事業
収益的収入及び支出
収入

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 水道用水供給事業収益			43,955,760	
	1 営業収益		41,340,701	
		1 給水収益	41,148,000	（年間水量） 508,000千m ³
		2 営業受託収益	101,072	受託工事収益
		3 その他営業収益	91,629	共同取水場維持管理費用等
	2 営業外収益		2,603,351	
		1 受取利息	180	
		2 長期前受金戻入	2,263,074	
		3 共同事業負担金	202,875	水質共同検査収益
		4 雑収益	137,222	賃貸料等
	3 特別利益		11,708	
		1 固定資産売却益	11,708	

支出

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 水道用水供給事業費用			40,196,389	
	1 営業費用		35,526,821	
		1 原水及び浄水費	12,192,206	浄水場、水質管理センターに要する費用
		2 送水費	4,937,815	ポンプ場、事業所に要する費用
		3 総係費	1,408,149	一般管理費用
		4 議会及び監査費	23,567	
		5 減価償却費	15,034,023	
		6 資産減耗費	313,156	固定資産除却費、たな卸資産減耗費
		7 固定資産保存費	98,874	土地管理費用
		8 営業受託費用	91,920	受託工事費用
		9 その他営業費用	1,427,111	琵琶湖開発施設等維持管理費用負担金
	2 営業外費用		3,038,873	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,743,404	企業債利息及び企業債取扱諸費等並びに淀川日吉ダム建設事業等割賦負担金利息
		2 共同事業費用	195,934	水質共同検査費用
		3 雑支出	25	
		4 消費税及び地方消費税	99,510	
	3 特別損失		1,430,695	
		1 固定資産売却損	256,813	不用地売却に伴う売却損
		2 その他特別損失	1,173,882	丹生ダム2次精算負担金
	4 予備費		200,000	
		1 予備費	200,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道用水供給 事業資本の収入			15,077,867	
	1 企 業 債		11,500,000	
		1 建設企業債	11,500,000	浄水送水施設整備事業債
	2 国庫補助金等		2,452,140	
		1 国庫補助金等	2,452,140	送水施設整備費交付金
	3 工事負担金		63,381	
		1 工事負担金	63,381	改良工事原因者負担金
	4 共同施設工事 負担金		1,788	
		1 共同施設工事 負担金	1,788	松原ポンプ場共同施設工事負担金
	5 建設受託工事収入		818,645	
		1 建設受託工事収入	818,645	河南町、藤井寺市、島本町等受託事業
	6 共同設備負担金		61,441	
		1 共同設備負担金	61,441	水質共同検査設備負担金
	7 固定資産売却代金		180,472	
		1 固定資産売却代金	180,472	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水道用水供給 事業資本の支出			41,306,951	
	1 建設改良費		28,319,519	
		1 改良費	25,961,319	浄水設備改良工事等
		2 負担金	1,571,836	淀川日吉ダム建設事業割賦負担金等
		3 建設受託工事費	786,364	河南町、藤井寺市、島本町等受託事業
	2 企業債償還金		12,987,432	
		1 企業債償還金	12,987,432	

平成29年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,920,606
減価償却費	15,034,022
資産減耗費	63,002
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,772
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 32,318
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 6,357
長期前受金戻入	△ 2,263,074
受取利息	△ 180
支払利息	2,743,373
有形固定資産売却損益（△は益）	245,105
その他の増減額	1,000
小計	17,706,951
利息の受取額	180
利息の支払額	△ 2,781,803
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,925,328

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 24,171,567
有形固定資産の売却による収入	192,180
無形固定資産の取得による支出	△ 1,073,363
国庫補助金等による収入	2,452,140
工事負担金による収入	58,686
共同施設工事負担金による収入	1,656
建設受託工事受入金による収入	758,005
建設受託工事による支出	△ 728,115
共同設備負担金による収入	60,219
水源開発事業撤退による支出	△ 444,803
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,894,962

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債の発行による収入	11,500,000
企業債の償還による支出	△ 12,987,431
リース債務の返済による支出	△ 76,709
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,564,140

IV 資金増加額（又は減少額） △ 9,533,774

V 資金期首残高 37,595,823

VI 資金期末残高 28,062,049

給 与 費 明 細 書 (水 道 用 水 供 給 事 業)

1 総 括

区 分		〔 短時間勤務 〕 職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	(9) 307	1,307,627	1,409,103	2,716,730	535,005	3,251,735
	資本勘定支弁職員	0	(0) 68	290,287	270,270	560,557	121,667	682,224
	合 計	0	(9) 375	1,597,914	※1 1,679,373	3,277,287	※2 656,672	3,933,959
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	(12) 298	1,266,155	1,379,862	2,646,017	534,648	3,180,665
	資本勘定支弁職員	0	(0) 66	281,104	257,445	538,549	118,764	657,313
	合 計	0	(12) 364	1,547,259	1,637,307	3,184,566	653,412	3,837,978
比 較	損益勘定支弁職員	0	(△3) 9	41,472	29,241	70,713	357	71,070
	資本勘定支弁職員	0	(0) 2	9,183	12,825	22,008	2,903	24,911
	合 計	0	(△3) 11	50,655	42,066	92,721	3,260	95,981

※1 賞与引当金繰入額253,475千円（損益勘定：206,620千円、資本勘定：46,855千円）及び退職給付費235,462千円（損益勘定のみ）を含む。

※2 法定福利費引当金繰入額48,477千円（損益勘定：39,527千円、資本勘定8,950千円）を含む。

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本 年 度	30,735	56,688	202,509	29,684	78,632	5,505
	前 年 度	30,889	54,105	196,135	27,662	74,231	5,322
	比 較	△ 154	2,583	6,374	2,022	4,401	183
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	234,502	26,976	16,831	300	761,549	235,462
	前 年 度	214,439	29,364	15,582	300	717,975	271,303
	比 較	20,063	△ 2,388	1,249	0	43,574	△ 35,841

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明																
給 料	50,655	給与改定に伴う減少分	△ 13,288																
		給与改定の状況	改定率 -0.9% 実施時期 平成29年4月1日																
		そ の 他 の 増 加 分	63,943																
		職 員 増 に 係 る 計 上 額 の 増 加 分	46,872千円																
		そ の 他 (職員数の異動状況)	17,071千円																
		<table><tr><th>区 分</th><th>現 に 在 職 す る 職 員 数</th><th>変 動 数</th><th>計</th></tr><tr><td>本 年 度</td><td>354 人 (平成28年10月1日現在)</td><td>21人</td><td>375 人 (平成29年度当初予算定数)</td></tr><tr><td>前 年 度</td><td>362 人 (平成27年10月1日現在)</td><td>2人</td><td>364 人 (平成28年度当初予算定数)</td></tr><tr><td>増 減</td><td>△8 人</td><td>19人</td><td>11 人</td></tr></table>	区 分	現 に 在 職 す る 職 員 数	変 動 数	計	本 年 度	354 人 (平成28年10月1日現在)	21人	375 人 (平成29年度当初予算定数)	前 年 度	362 人 (平成27年10月1日現在)	2人	364 人 (平成28年度当初予算定数)	増 減	△8 人	19人	11 人	
区 分	現 に 在 職 す る 職 員 数	変 動 数	計																
本 年 度	354 人 (平成28年10月1日現在)	21人	375 人 (平成29年度当初予算定数)																
前 年 度	362 人 (平成27年10月1日現在)	2人	364 人 (平成28年度当初予算定数)																
増 減	△8 人	19人	11 人																
手 当	42,066	制度改正に伴う増減分	7,011																
		給与改定に伴う増減分	扶養手当 配偶者 13,800円⇒10,000円 子 6,500円⇒ 8,000円 △2,362千円 勤勉手当 支給割合引上げ 年間4.20月分⇒4.30月分 実施時期 平成28年4月1日 (平成28年度は管理職を除く) 11,499千円 給与改定に伴う減少分 その他 △2,126千円																
		その他の増加分	35,055																

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
28 年 10 月 1 日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	331,666
	平 均 給 与 月 額 (円)	467,652
	平 均 年 齢 (歳)	44.1
27 年 10 月 1 日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	336,637
	平 均 給 与 月 額 (円)	458,615
	平 均 年 齢 (歳)	44.1

(2) 初任給の状況

区 分		企業職／行政職
企 業 団	高 校 卒 (円)	146,500
	大 学 卒 (円)	180,800
現 (市主) 在 (平た) 成 (る) 一 構 成 の 2 般 成 9 年 会 団 1 計 体 月 の (1 制 堺 日 度	高 校 卒 (円)	152,900
	大 学 卒 (円)	182,000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

28 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	(3) 72	102	(6) 101	46	6	10	4	3	(9) 344
		構成比 (%)	20.9	29.6	29.4	13.4	1.7	2.9	1.2	0.9	100.0

27 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(5) 65	112	(6) 104	47	5	11	4	3	(11) 351
		構成比 (%)	18.5	31.9	29.6	13.4	1.4	3.1	1.2	0.9	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(4) 昇 給

区 分			企 業 職
職 員 数	(A)	(人)	375
昇給に係る職員数	4号給 (B)	(人)	301
比 率	(B) / (A)		(%) 80.27

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分		企 業 職
28 年 10 月 1 日 現 在	給料総額に対する比率 (%)	0.3
	支給対象職員の比率 (%)	24.4
	代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

(6) 期 末 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	
前 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体（堺市）の 一般会計の制度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	平成29年 1月1日現在

※（ ）は、再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
主たる構成団体 (堺市)の 一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・ 病気による特別退職 (2%加算)	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	主たる構成団体 (堺市)の一般会計の 制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同じ	
地 域 手 当	異なる	・ 支給割合 12% (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・ 支給割合 10%
住 居 手 当	同じ	
通 勤 手 当	異なる	・ 交通用具使用者の支給額が異なる

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書 (水 道 用 水 供 給 事 業)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
平 成 2 9 年 度 改 良 事 業	千円 19,065,833	——	千円 ——	平成30年度 ┓ 平成32年度	千円 19,065,833	千円 1,846,665	千円 1,773,000	千円 15,446,168
平 成 2 9 年 度 建 設 受 託 工 事	1,614,644	——	——	平成30年度 ┓ 平成32年度	1,614,644	0	0	1,614,644
平 成 2 9 年 度 改 良 事 業 (過 年 度 分)	1,932,192	——	——	平成30年度 ┓ 平成31年度	1,932,192	0	0	1,932,192
平 成 2 9 年 度 建 設 受 託 工 事 (過 年 度 分)	318,503	——	——	平成30年度 ┓ 平成32年度	318,503	0	0	318,503
ITV 設 備 更 新 維 持 事 業	11,475	——	——	平成30年度 ┓ 平成39年度	11,475	0	0	11,475
無 停 電 電 源 設 備 整 備 維 持 事 業	37,566	——	——	平成30年度 ┓ 平成50年度	37,566	0	0	37,566
自 家 発 電 設 備 整 備 維 持 事 業	116,640	——	——	平成30年度 ┓ 平成45年度	116,640	0	0	116,640
監 視 制 御 設 備 維 持 事 業	14,166	——	——	平成30年度 ┓ 平成39年度	14,166	0	0	14,166
松 原 ポ ン プ 場 内 整 備 工 事	180,617	——	——	平成30年度	180,617	0	0	180,617
分 岐 施 設 設 置 工 事	212,276	——	——	平成30年度 ┓ 平成31年度	212,276	0	0	212,276
庭 窪 浄 水 場 ほ か 運 転 管 理 業 務	581,446	——	——	平成30年度 ┓ 平成35年度	581,446	0	0	581,446
粒 状 活 性 炭 吸 着 池 機 能 維 持 管 理 業 務	11,522	——	——	平成30年度	11,522	0	0	11,522
水 薬 品 購 入 業 務	299,113	——	——	平成30年度	299,113	0	0	299,113
浄 水 発 生 土 処 理 業 務	22,483	——	——	平成30年度	22,483	0	0	22,483
夜 間 現 場 監 理 業 務	562	——	——	平成30年度	562	0	0	562
交 通 誘 導 業 務	1,732	——	——	平成30年度	1,732	0	0	1,732
無 停 電 電 源 設 備 保 守 点 検 業 務	1,506	——	——	平成30年度	1,506	0	0	1,506
管 路 漏 水 工 事	29,424	——	——	平成30年度	29,424	0	0	29,424

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
人 孔 鋳 鉄 蓋 補 修 工 事	11,168	———	———	平成30年度	11,168	0	0	11,168
旧 取 水 施 設 撤 去 工 事	172,692	———	———	平成30年度	172,692	0	0	172,692
広 域 化 検 討 委 託 費 (7団体との水道事業 の統合に係る検討)	39,327	———	———	平成30年度	39,327	0	0	39,327
ストレスチェック等 業務委託(過年度分)	1,131	———	———	平成30年度 ┓ 平成31年度	1,131	0	0	1,131
職員健康診断等業務 (過年度分)	919	———	———	平成30年度 ┓ 平成31年度	919	0	0	919
現行システム内容等 分析・新システム 開発監督委託事業	114,738	———	———	平成30年度 ┓ 平成31年度	114,738	0	0	114,738
平成28年度 改良事業	16,024,035	———	———	平成29年度 ┓ 平成31年度	10,804,073	424,945	3,060,000	7,319,128
平成28年度 建設受託工事	2,367,642	———	———	平成29年度 ┓ 平成32年度	1,725,825	0	0	1,725,825
ITV設備 更新維持事業	4,510	———	———	平成29年度 ┓ 平成38年度	4,428	0	0	4,428
オゾン設備更新 維持事業	2,728,660	———	———	平成29年度 ┓ 平成51年度	2,679,048	0	0	2,679,048
無停電電源設備 整備維持事業	48,292	———	———	平成29年度 ┓ 平成49年度	47,424	0	0	47,424
ストレスチェック等 業務委託	5,682	———	———	平成29年度 ┓ 平成31年度	4,783	0	0	4,783
平成27年度 改良事業	22,849,752	平成28年度	8,478,023	平成29年度 ┓ 平成31年度	10,337,643	1,310,709	3,250,000	5,776,934
防犯設備整備維持事業	24,907	平成28年度	0	平成29年度 ┓ 平成37年度	16,200	0	0	16,200
後ろ過施設機械設備 整備維持事業	69,640	平成28年度	0	平成29年度 ┓ 平成46年度	2,944	0	0	2,944
無停電電源設備 整備維持事業	11,990	平成28年度	411	平成29年度 ┓ 平成47年度	10,583	0	0	10,583
非常用発電設備 整備維持事業	140,250	平成28年度	0	平成29年度 ┓ 平成44年度	91,631	0	0	91,631
保全・図面情報 管理整備維持事業	14,902	平成28年度	0	平成29年度 ┓ 平成37年度	11,268	0	0	11,268

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
職員健康診断等委託	16,121	平成28年度	2,138	平成29年度 ～ 平成31年度	6,413	0	0	6,413
総務業務センター(SGC) 運 営 委 託	147,392	平成28年度	22,479	平成29年度 ～ 平成32年度	79,092	0	0	79,092
平成26年度 改 良 事 業	20,848,554	平成27年度 ～ 平成28年度	14,268,209	平成29年度	2,503,459	0	1,260,000	1,243,459
無停電電源設備 整備維持事業	67,084	平成27年度 ～ 平成28年度	1,193	平成29年度 ～ 平成47年度	30,248	0	0	30,248
防犯設備整備維持事業	21,780	平成27年度 ～ 平成28年度	773	平成29年度 ～ 平成36年度	6,791	0	0	6,791
原水水質監視設備 整備維持事業	45,672	平成27年度 ～ 平成28年度	5,221	平成29年度 ～ 平成36年度	25,906	0	0	25,906
平成25年度 改 良 事 業	15,095,813	平成26年度 ～ 平成28年度	11,416,515	平成29年度	653,560	130,930	260,000	262,630
浄水場中央監視制御 設備整備維持事業	325,213	平成26年度 ～ 平成28年度	3,965	平成29年度 ～ 平成36年度	130,859	0	0	130,859
階層浄水施設無停電 電源設備整備維持事業	21,570	平成26年度 ～ 平成28年度	324	平成29年度 ～ 平成46年度	9,396	0	0	9,396
非常用自家発電 施設維持管理業務	118,800	平成26年度 ～ 平成28年度	7,836	平成29年度 ～ 平成41年度	71,009	0	0	71,009
浄水施設中央監視制御 設備整備維持事業	29,700	平成26年度 ～ 平成28年度	1,060	平成29年度 ～ 平成35年度	4,050	0	0	4,050
水処理実験装置 設置維持事業	77,350	平成26年度 ～ 平成28年度	675	平成29年度 ～ 平成30年度	407	0	0	407
監視制御設備 保守点検業務	16,659	平成26年度 ～ 平成28年度	344	平成29年度 ～ 平成36年度	2,752	0	0	2,752
非常用自家発電施設 整備維持事業	3,369	平成26年度 ～ 平成28年度	783	平成29年度 ～ 平成34年度	1,265	0	0	1,265
浄水処理館自家発電 設備整備維持事業	301	平成26年度 ～ 平成28年度	20	平成29年度 ～ 平成38年度	63	0	0	63
自動検針システム 維持事業	673	平成26年度 ～ 平成28年度	299	平成29年度 ～ 平成33年度	342	0	0	342
計算機設備 整備維持事業	3,024	平成26年度 ～ 平成28年度	1,273	平成29年度 ～ 平成30年度	750	0	0	750
監視制御設備 整備事業	921	平成26年度 ～ 平成28年度	149	平成29年度 ～ 平成36年度	439	0	0	439

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
平成24年度 改 良 事 業	29,473,619	平成25年度 ～ 平成28年度	25,305,217	平成29年度	923,017	27,575	450,000	445,442
取水ポンプ棟無停電 電源設備整備維持事業	26,880	平成25年度 ～ 平成28年度	648	平成29年度 ～ 平成45年度	7,236	0	0	7,236
非常用自家発電施設 整備維持事業	125,422	平成25年度 ～ 平成28年度	16,740	平成29年度 ～ 平成41年度	102,060	0	0	102,060
残渣有効利用関連施設 整備維持事業	8,875,515	平成25年度 ～ 平成28年度	11,187	平成29年度 ～ 平成41年度	87,589	0	0	87,589
浄水場ほか防犯設備 整備維持事業	23,625	平成25年度 ～ 平成28年度	5,726	平成29年度 ～ 平成33年度	11,903	0	0	11,903
浄水場水質計器棟無停電 電源設備整備維持事業	8,190	平成25年度 ～ 平成28年度	536	平成29年度 ～ 平成44年度	4,379	0	0	4,379
丹生ダム建設事業 割 賦 負 担 金	9,554,391	平成25年度 ～ 平成28年度	4,271,307	平成29年度 ～ 平成47年度	5,283,084	0	0	5,283,084
浄水場防犯設備 整備維持事業	64,520	平成24年度 ～ 平成28年度	9,916	平成29年度 ～ 平成33年度	16,965	0	0	16,965
浄水場中央監視制御 設備維持事業	16,272	平成24年度 ～ 平成28年度	1,474	平成29年度 ～ 平成33年度	1,935	0	0	1,935
非常用自家発電施設 運 営 事 業	84,565	平成24年度 ～ 平成28年度	41,195	平成29年度 ～ 平成34年度	45,419	0	0	45,419
浄水処理館自家発電 設備整備維持事業	11,235	平成24年度 ～ 平成28年度	3,586	平成29年度 ～ 平成38年度	7,728	0	0	7,728
無停電電源設備 整備維持事業	24,584	平成24年度 ～ 平成28年度	2,345	平成29年度 ～ 平成43年度	17,560	0	0	17,560
監視制御設備維持事業	22,874	平成24年度 ～ 平成28年度	7,855	平成29年度 ～ 平成36年度	15,606	0	0	15,606
自動検針システム 維 持 事 業	30,994	平成24年度 ～ 平成28年度	14,060	平成29年度 ～ 平成33年度	16,177	0	0	16,177
計 算 機 設 備 整 備 維 持 事 業	107,209	平成24年度 ～ 平成28年度	82,275	平成29年度 ～ 平成30年度	26,958	0	0	26,958
日吉ダム建設事業 割 賦 負 担 金	12,485,485	平成24年度 ～ 平成28年度	7,265,438	平成29年度 ～ 平成32年度	5,220,047	0	0	5,220,047

平成 29 年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表（当年度分）
（平成 30 年 3 月 31 日）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）	千円 387,068,298	（ 負 債 の 部 ）	千円 220,031,680
固 定 資 産	354,698,598	固 定 負 債	135,135,269
有 形 固 定 資 産	338,412,061	企 業 債	124,929,240
土 地	29,252,122	長 期 リ ー ス 債 務	154,341
そ の 他 有 形 固 定 資 産	309,159,939	引 当 金	2,632,531
無 形 固 定 資 産	16,258,537	退 職 給 付 引 当 金	2,632,531
水 利 権	1,946,325	年 賦 未 払 金	6,189,256
ダ ム 使 用 権	14,087,120	そ の 他 固 定 負 債	1,229,901
施 設 利 用 権	225,091	流 動 負 債	32,248,084
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	10,214,961
出 資 金	28,000	短 期 リ ー ス 債 務	85,969
破 産 更 生 債 権 等	2,659	未 払 金	19,905,468
貸 倒 引 当 金	△ 2,659	引 当 金	301,952
流 動 資 産	32,369,700	賞 与 引 当 金	253,475
現 金 ・ 預 金	28,062,049	法 定 福 利 費 引 当 金	48,477
未 収 金	3,888,545	一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,560,816
貯 蔵 品	254,999	そ の 他 流 動 負 債	178,919
そ の 他 流 動 資 産	164,107	繰 延 収 益	52,648,327
		長 期 前 受 金	41,291,497
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	11,356,830
		（ 資 本 の 部 ）	167,036,618
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 2,444,930
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		欠 損 金	6,648,428
資 産 合 計	387,068,298	負 債 ・ 資 本 合 計	387,068,298

注 記 表（水道用水供給事業）

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

（２）無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

（３）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

（２）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（３）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（４）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 | 413,001,824 千円 |
| 2 長期前受金に対する収益化累計額 | 72,667,869 千円 |

Ⅳ. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 1,136 千円 (1,136 千円)

1 年超 2,012 千円 (2,012 千円)

計 3,148 千円 (3,148 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 85,969 千円 (85,969 千円)

1 年超 154,341 千円 (154,341 千円)

計 240,310 千円 (240,310 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅶ. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 29 年度において、退職手当として 233,690 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（平成29年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	387,119,696	（ 負 債 の 部 ）	222,003,684
固 定 資 産	345,215,222	固 定 負 債	134,673,688
有 形 固 定 資 産	328,160,953	企 業 債	123,644,201
土 地	29,264,901	長 期 リ ー ス 債 務	178,417
そ の 他 有 形 固 定 資 産	298,896,052	引 当 金	2,630,759
無 形 固 定 資 産	17,026,269	退 職 給 付 引 当 金	2,630,759
水 利 権	2,279,936	年 賦 未 払 金	7,750,071
ダ ム 使 用 権	14,506,779	そ の 他 固 定 負 債	470,240
施 設 利 用 権	239,554	流 動 負 債	34,989,641
投 資 そ の 他 の 資 産	28,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	12,987,431
出 資 金	28,000	短 期 リ ー ス 債 務	76,404
破 産 更 生 債 権 等	2,659	未 払 金	19,943,897
貸 倒 引 当 金	△ 2,659	引 当 金	284,822
流 動 資 産	41,904,474	賞 与 引 当 金	238,938
現 金 ・ 預 金	37,595,823	法 定 福 利 費 引 当 金	45,884
未 収 金	3,888,545	一 年 内 償 還 予 定 年 賦 未 払 金	1,518,168
貯 蔵 品	255,999	そ の 他 流 動 負 債	178,919
そ の 他 流 動 資 産	164,107	繰 延 収 益	52,340,355
		長 期 前 受 金	43,554,571
		建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	8,785,784
		（ 資 本 の 部 ）	165,116,012
		資 本 金	169,481,548
		自 己 資 本 金	169,481,548
		剰 余 金	△ 4,365,536
		資 本 剰 余 金	4,203,498
		欠 損 金	8,569,034
資 産 合 計	387,119,696	負 債 ・ 資 本 合 計	387,119,696

平成28年度大阪広域水道企業団水道事業予定損益計算書(前年度分)

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
営 業 費 用	32,974,945	営 業 収 益	38,588,605
原水及び浄水費	9,532,585	給水収益	38,400,000
送水費	3,936,987	営業受託収益	110,821
総係費	1,335,060	その他営業収益	77,784
議会及び監査費	12,789	営業外収益	2,933,861
減価償却費	16,228,225	受取利息	6,576
資産減耗費	647,295	長期前受金戻入	2,560,567
固定資産保存費	90,884	共同事業負担金	194,651
営業受託費用	72,223	雑収益	172,067
その他営業費用	1,118,897		
営業外費用	3,193,761		
支払利息及び 企業債取扱諸費	3,004,908		
共同事業費用	188,818		
雑支出	35		
特 別 損 失	96,445		
固定資産売却損	79,533		
過年度損益修正損	2,597		
その他特別損失	14,315		
予 備 費	200,000		
当 年 度 純 利 益	5,057,315		
合 計	41,522,466	合 計	41,522,466

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算説明書目次

第2章 市町村域水道事業

	頁
予 算 実 施 計 画-----	34
予定キャッシュ・フロー計算書-----	42
給 与 費 明 細 書-----	46
債務負担行為に関する調書-----	50
予 定 貸 借 対 照 表 -----	51

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算実施計画
市町村域水道事業

収益的収入及び支出

連結

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収益			1,772,076	
	1 営業収益		1,549,766	
		1 給水収益	1,478,644	
		2 営業受託収益	8,350	
		3 その他営業収益	62,772	
	2 営業外収益		221,117	
		1 受取利息	1,124	
		2 他団体補助金	27,881	
		3 長期前受金戻入	138,454	
		4 給水申込負担金	46,269	
		5 雑収益	7,389	
	3 特別利益		1,193	
		1 過年度損益修正益	10	
		2 その他特別利益	1,183	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費用			1,753,237	
	1 営業費用		1,638,328	
		1 原水及び浄水費	642,233	
		2 配水及び給水費	272,889	
		3 業務費	98,401	
		4 総係費	178,817	
		5 減価償却費	425,007	
		6 資産減耗費	5,654	
		7 営業受託費用	15,158	
		8 その他営業費用	169	
	2 営業外費用		108,767	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	66,233	
		2 雑支出	73	
		3 消費税及び地方消費税	42,461	
	3 特別損失		642	
		1 過年度損益修正損	642	
	4 予備費		5,500	
		1 予備費	5,500	

[四 條 堰 水 道 事 業]

収 入

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 四條堰水道事業収益			1,315,015	
	1 営 業 収 益		1,165,160	
		1 給 水 収 益	1,111,200	(年間水量) 6,030千m ³
		2 営 業 受 託 収 益	7,873	
		3 そ の 他 営 業 収 益	46,087	
	2 営 業 外 収 益		149,845	
		1 受 取 利 息	95	
		2 他 団 体 補 助 金	2,325	
		3 長 期 前 受 金 戻 入	98,739	
		4 給 水 申 込 負 担 金	41,344	
		5 雑 収 益	7,342	
	3 特 別 利 益		10	
		1 過 年 度 損 益 修 正 益	10	

支 出

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 四條堰水道事業費用			1,307,442	
	1 営 業 費 用		1,224,203	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	511,879	浄水場等に要する費用
		2 配 水 及 び 給 水 費	208,025	配水及び給水に要する費用
		3 業 務 費	98,401	料金業務に要する費用
		4 総 係 費	108,467	一般管理費用
		5 減 価 償 却 費	277,126	
		6 資 産 減 耗 費	5,564	
		7 営 業 受 託 費 用	14,681	
		8 そ の 他 営 業 費 用	60	
	2 営 業 外 費 用		79,689	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	49,629	
		2 雑 支 出	60	
		3 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	30,000	
	3 特 別 損 失		550	
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	550	
	4 予 備 費		3,000	
		1 予 備 費	3,000	

[太 子 水 道 事 業]

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 太子水道事業収益			279,031	
	1 営業収益		254,377	
		1 給 水 収 益	245,088	(年間水量) 1,403千m ³
		2 営 業 受 託 収 益	477	
		3 そ の 他 営 業 収 益	8,812	
	2 営業外収益		24,654	
		1 受 取 利 息	1,028	
		3 長 期 前 受 金 戻 入	19,600	
		4 給 水 申 込 負 担 金	4,018	
		5 雑 収 益	8	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 太子水道事業費用			272,506	
	1 営業費用		257,907	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	103,457	浄水場等に要する費用
		2 配 水 及 び 給 水 費	37,253	配水及び給水に要する費用
		4 総 係 費	30,853	一般管理費用
		5 減 価 償 却 費	85,696	
		6 資 産 減 耗 費	62	
		7 営 業 受 託 費 用	477	
		8 そ の 他 営 業 費 用	109	
	2 営業外費用		13,007	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	6,504	
		2 雑 支 出	3	
		3 消費税及び地方消費税	6,500	
	3 特別損失		92	
		1 過 年 度 損 益 修 正 損	92	
	4 予 備 費		1,500	
		1 予 備 費	1,500	

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 千 早 赤 阪 水 道 事 業 収 益			178,030	
	1 営 業 収 益		130,229	
		1 給 水 収 益	122,356	(年間水量) 637千m ³
		3 そ の 他 営 業 収 益	7,873	
	2 営 業 外 収 益		46,618	
		1 受 取 利 息	1	
		2 他 団 体 補 助 金	25,556	
		3 長 期 前 受 金 戻 入	20,115	
		4 給 水 申 込 負 担 金	907	
		5 雑 収 益	39	
	3 特 別 利 益		1,183	
		2 そ の 他 特 別 利 益	1,183	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 千 早 赤 阪 水 道 事 業 費 用			173,289	
	1 営 業 費 用		156,218	
		1 原 水 及 び 浄 水 費	26,897	浄水場等に要する費用
		2 配 水 及 び 給 水 費	27,611	配水及び給水に要する費用
		4 総 係 費	39,497	一般管理費用
		5 減 価 償 却 費	62,185	
		6 資 産 減 耗 費	28	
	2 営 業 外 費 用		16,071	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	10,100	
		2 雑 支 出	10	
		3 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	5,961	
	4 予 備 費		1,000	
		1 予 備 費	1,000	

連 結

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水 道 事 業 入 資 本 的 収 入	1 企 業 債 2 国 庫 補 助 金 等 3 他 団 体 補 助 金 4 工 事 負 担 金 5 固 定 資 産 売 却 代 金 6 長 期 貸 付 金 返 還 金 7 出 資 金		362,325	
			190,856	
		1 企 業 債	190,856	
			82,112	
		1 国 庫 補 助 金 等	82,112	
			1,980	
		1 他 団 体 補 助 金	1,980	
			14,000	
		1 工 事 負 担 金	14,000	
			11	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	11	
			7,080	
		1 長 期 貸 付 金 返 還 金	7,080	
			66,286	
		1 出 資 金	66,286	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 水 道 事 業 出 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費 2 企 業 債 償 還 金 3 予 備 費		776,457	
			542,457	
		1 長 期 安 定 化 整 備 事 業 費	152,415	
		2 送 配 水 設 備 等 改 良 費	193,481	
		3 施 設 改 良 費	127,632	
		4 設 備 改 良 費	54,244	
		5 固 定 資 産 購 入 費	11,851	
		6 量 水 器 費	2,834	
			231,000	
		1 企 業 債 償 還 金	231,000	
			3,000	
		1 予 備 費	3,000	

[四 條 堰 水 道 事 業]

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 四 條 堰 水 道 事 業 資 本 的 収 入			128,340	
	1 企 業 債		100,000	
		1 企 業 債	100,000	
	2 国 庫 補 助 金 等		20,000	
		1 国 庫 補 助 金 等	20,000	
	3 他 団 体 補 助 金		1,250	
		1 他 団 体 補 助 金	1,250	
	5 固 定 資 産 売 却 代 金		10	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	10	
	6 長 期 貸 付 金 返 還 金		7,080	
		1 長 期 貸 付 金 返 還 金	7,080	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 四 條 堰 水 道 事 業 資 本 的 支 出			398,963	
	1 建 設 改 良 費		221,124	
		1 長 期 安 定 化 整 備 事 業 費	152,415	水道事業統合関連事業等
		4 設 備 改 良 費	54,244	
		5 固 定 資 産 購 入 費	11,631	
		6 量 水 器 費	2,834	
	2 企 業 債 償 還 金		174,839	
		1 企 業 債 償 還 金	174,839	
	3 予 備 費		3,000	
		1 予 備 費	3,000	

[太 子 水 道 事 業]

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 太 子 水 道 事 業 資 本 的 収 入	1 企 業 債		127,198	
			87,156	
		1 企 業 債	87,156	
		2 国 庫 補 助 金 等	39,312	
		1 国 庫 補 助 金 等	39,312	
		3 他 団 体 補 助 金	730	
		1 他 団 体 補 助 金	730	

支 出

款	項	目	予定額（千円）	備 考
1 太 子 水 道 事 業 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		218,363	
			193,701	
		2 送 配 水 設 備 等 改 良 費	193,481	水道事業統合関連事業等
		5 固 定 資 産 購 入 費	220	
		2 企 業 債 償 還 金	24,662	
		1 企 業 債 償 還 金	24,662	

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 千 早 赤 阪 水 道 事 業 資 本 的 収 入			106,787	
	1 企 業 債		3,700	
		1 企 業 債	3,700	
	2 国 庫 補 助 金 等		22,800	
		1 国 庫 補 助 金 等	22,800	
	4 工 事 負 担 金		14,000	
		1 工 事 負 担 金	14,000	
	5 固 定 資 産 売 却 代 金		1	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	1	
	7 出 資 金		66,286	
		1 出 資 金	66,286	千早赤阪村からの出資

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 千 早 赤 阪 水 道 事 業 資 本 的 支 出			159,131	
	1 建 設 改 良 費		127,632	
		3 施 設 改 良 費	127,632	水道事業統合関連事業等
	2 企 業 債 償 還 金		31,499	
		1 企 業 債 償 還 金	31,499	

平成 29 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

連 結

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	6,105
	減価償却費	425,007
	資産減耗費	5,143
	引当金の増減額	23,913
	長期前受金戻入	△ 138,453
	受取利息	△ 1,124
	支払利息	66,232
	有形固定資産売却損益 (△は益)	0
	未収金の増減額	8,299
	その他の増減額	△ 67,803
	小計	327,319
	利息の受取額	1,124
	利息の支払額	△ 66,232
	業務活動によるキャッシュ・フロー	262,211
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 545,767
	有形固定資産の売却による収入	0
	無形固定資産の取得による支出	0
	長期貸付金返還による収入	7,080
	国庫補助金等による収入	83,371
	工事負担金による収入	14,000
	他団体からの繰入金による収入	676
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 440,640
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の発行による収入	190,856
	企業債の償還による支出	△ 231,000
	他団体からの出資金による収入	66,286
	リース債務の返済による支出	0
	その他の増減	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	26,142
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 152,287
V	資金期首残高	1,520,893
VI	資金期末残高	1,368,606

平成 29 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

[四 條 堰 水 道 事 業]

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	2,236
減価償却費	277,126
資産減耗費	5,064
引当金の増減額	22,840
長期前受金戻入	△ 98,739
受取利息	△ 95
支払利息	49,629
有形固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額	28,735
その他の増減額	△ 4,499
小計	282,297
利息の受取額	95
利息の支払額	△ 49,629
業務活動によるキャッシュ・フロー	232,763

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 249,530
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
長期貸付金返還による収入	7,080
国庫補助金等による収入	21,259
工事負担金による収入	0
他団体からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 221,191

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債の発行による収入	100,000
企業債の償還による支出	△ 174,839
他団体からの出資金による収入	0
リース債務の返済による支出	0
その他の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,839

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 63,267

V 資金期首残高 595,804

VI 資金期末残高 532,537

平成 29 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

[太 子 水 道 事 業]

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	3,869
減価償却費	85,696
資産減耗費	52
引当金の増減額	1,717
長期前受金戻入	△ 19,599
受取利息	△ 1,028
支払利息	6,503
有形固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額	△ 1,868
その他の増減額	0
小計	75,342
利息の受取額	1,028
利息の支払額	△ 6,503
業務活動によるキャッシュ・フロー	69,867

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 181,871
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
長期貸付金返還による収入	0
国庫補助金等による収入	39,312
工事負担金による収入	0
他団体からの繰入金による収入	676
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 141,883

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債の発行による収入	87,156
企業債の償還による支出	△ 24,662
他団体からの出資金による収入	0
リース債務の返済による支出	0
その他の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,494

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 9,522

V 資金期首残高 836,546

VI 資金期末残高 827,024

平成 29 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	0
減価償却費	62,185
資産減耗費	27
引当金の増減額	△ 644
長期前受金戻入	△ 20,115
受取利息	△ 1
支払利息	10,100
有形固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額	△ 18,568
その他の増減額	△ 63,304
小計	△ 30,320
利息の受取額	1
利息の支払額	△ 10,100
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,419

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 114,366
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
長期貸付金返還による収入	0
国庫補助金等による収入	22,800
工事負担金による収入	14,000
他団体からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,566

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債の発行による収入	3,700
企業債の償還による支出	△ 31,499
他団体からの出資金による収入	66,286
リース債務の返済による支出	0
その他の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,487

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 79,498

V 資金期首残高 88,543

VI 資金期末残高 9,045

給 与 費 明 細 書（市町村域水道事業）

1 総 括

連 結

区 分		〔 短時間勤務 〕 職 員 数 職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	(0) 0	(5) 24	115,238	113,777	229,015	50,139	279,154
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 7	32,069	30,007	62,076	13,760	75,836
	合 計	(0) 0	(5) 31	147,307	143,784	291,091	63,899	354,990

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	5,130	5,372	16,237	1,871	3,913	708	
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	14,194	0	0	48	62,693	24,865	8,305

〔 四 條 畷 水 道 事 業 〕

区 分		〔 短時間勤務 〕 職 員 数 職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	(0) 0	(5) 17	86,577	87,236	173,813	38,377	212,190
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 3	13,203	11,442	24,645	6,717	31,362
	合 計	(0) 0	(5) 20	99,780	※ 1 98,678	198,458	※ 2 45,094	243,552

※ 1 賞与引当金繰入額13,173千円（損益勘定：11,073千円、資本勘定：2,100千円）及び退職給付費22,811千円（損益勘定のみのみ）を含む。

※ 2 法定福利費引当金繰入額2,875千円（損益勘定：2,411千円、資本勘定：464千円）を含む。

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	3,363	3,439	11,106	1,530	1,298	660	
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	6,600			48	39,518	22,811	8,305

[太 子 水 道 事 業]

区 分		〔 短時間勤務 職 員 数 〕 職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	3	14,978	15,831	30,809	6,030	36,839
	資本勘定支弁職員	0	3	14,922	16,063	30,985	5,762	36,747
	合 計	0	6	29,900	※ 1 31,894	61,794	※ 2 11,792	73,586

※ 1 賞与引当金繰入額4,204千円（損益勘定：2,087千円、資本勘定：2,117千円）及び退職給付費2,054千円（損益勘定のみ）を含む。

※ 2 法定福利費引当金繰入額831千円（損益勘定：413千円、資本勘定：418千円）を含む。

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	651	1,633	3,835	341	1,979		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	6,948	0	0	0	14,453	2,054	

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

区 分		〔 短時間勤務 職 員 数 〕 職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	4	13,683	10,710	24,393	5,732	30,125
	資本勘定支弁職員	0	1	3,944	2,502	6,446	1,281	7,727
	合 計	0	5	17,627	※ 1 13,212	30,839	※ 2 7,013	37,852

※ 1 賞与引当金繰入額2,807千円（損益勘定：2,303千円、資本勘定：504千円）を含む。

※ 2 法定福利費引当金繰入額473千円（損益勘定：370千円、資本勘定：103千円）を含む。

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	1,116	300	1,296	0	636	48	
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本 年 度	646	0	0	0	8,722	0	0

2 給料及び手当の状況

[四 條 堰 水 道 事 業]

(1) 職員1人当たり給与

平均給料月額 (円)	357,154
平均給与月額 (円)	503,200
平均年齢	46歳

(2) 級別職員数及び標準的な職務内容

予定	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	3	6	7	3	0	1	0	0	20
		構成比 (%)	15.0	30.0	35.0	15.0	0.0	5.0	0.0	0.0	100.0

(3) 昇給

区 分	企 業 職
職 員 数 (A) (人)	20
昇給に係る職員数 4号給 (B) (人)	15
比 率 (B) / (A) (%)	75

(4) 特殊勤務手当

区 分		企 業 職
予定	給料総額に対する比率 (%)	0.7
	支給対象職員の比率 (%)	100
	代表的な特殊勤務手当の名称	夜間特殊業務等手当

[太 子 水 道 事 業]

(1) 職員1人当たり給与

平均給料月額 (円)	415,278
平均給与月額 (円)	644,542
平均年齢	43歳

(2) 級別職員数及び標準的な職務内容

予定	企業職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	0	3	2	0	0	1	0	0	6
		構成比 (%)	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0

(3) 昇給

区 分	企 業 職
職 員 数 (A) (人)	6
昇給に係る職員数 4号給 (B) (人)	-
比 率 (B) / (A) (%)	-

(4) 特殊勤務手当

区 分		企 業 職
予定	給料総額に対する比率 (%)	—
	支給対象職員の比率 (%)	—
	代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

(1) 職員1人当たり給与

平均給料月額 (円)	354,935
平均給与月額 (円)	410,735
平均年齢	45歳

(2) 級別職員数及び標準的な職務内容

予定	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	1	2	1	1	0	0	0	0	5
		構成比 (%)	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(3) 昇給

区 分		企 業 職
職 員 数 (A)	(人)	5
昇給に係る職員数 (B)	(人)	5
比 率 (B) / (A)	(%)	100

(4) 特殊勤務手当

区 分		企 業 職
予定	給料総額に対する比率 (%)	0.2
	支給対象職員の比率 (%)	60
	代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

注) 初任給の状況、期末勤勉手当、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当並びにその他の手当については水道用水供給事業と同じ。

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書 (市 町 村 域 水 道 事 業)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
水道料金システム賃借料 (太子水道事業)	千円 5,829	——	千円	平成30年度 ～ 平成32年度	千円 5,829	千円	千円	千円 5,829
水道施設管理業務委託料 (千早赤阪水道事業)	19,514	——	——	平成30年度 ～ 平成31年度	19,514	0	0	19,514
水道事業公営企業会計 シ ス テ ム 使 用 許 諾 (千早赤阪水道事業)	3,805	——	——	平成30年度 ～ 平成33年度	3,805	0	0	3,805
防 犯 カ メ ラ 賃 借 料 (千早赤阪水道事業)	554	——	——	平成30年度 ～ 平成31年度	554	0	0	554
施 設 改 良 事 業 (千早赤阪水道事業)	43,720	——	——	平成30年度 ～ 平成31年度	43,720	14,573	0	29,147

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成30年3月31日）

連 結

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	11,977,451	（ 負 債 の 部 ）	6,840,664
固 定 資 産	10,287,704	固 定 負 債	3,429,462
有 形 固 定 資 産	10,090,038	企 業 債	3,080,845
土 地	1,415,991	引 当 金	348,617
そ の 他 有 形 固 定 資 産	8,674,047	退 職 給 付 引 当 金	248,293
無 形 固 定 資 産	66,386	修 繕 引 当 金	100,324
施 設 利 用 権	66,359	流 動 負 債	484,057
そ の 他	27	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	243,963
投 資 そ の 他 の 資 産	131,280	未 払 金	190,426
長 期 貸 付 金	131,280	引 当 金	23,899
流 動 資 産	1,689,747	賞 与 引 当 金	19,803
現 金 ・ 預 金	1,368,607	法 定 福 利 費 引 当 金	4,096
未 収 金	313,413	そ の 他 流 動 負 債	25,769
貸 倒 引 当 金	△ 12,093	繰 延 収 益	2,927,145
貯 蔵 品	19,379	長 期 前 受 金	2,927,145
そ の 他 流 動 資 産	441	（ 資 本 の 部 ）	5,136,787
		資 本 金	2,146,407
		自 己 資 本 金	2,146,407
		剰 余 金	2,990,380
		資 本 剰 余 金	2,101,984
		利 益 剰 余 金	888,396
資 産 合 計	11,977,451	負 債 ・ 資 本 合 計	11,977,451

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成30年3月31日）

〔四 條 堰 水 道 事 業〕

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）	千円 7,030,612	（ 負 債 の 部 ）	千円 4,618,224
固 定 資 産	6,345,097	固 定 負 債	2,520,697
有 形 固 定 資 産	6,147,458	企 業 債	2,227,199
土 地	1,048,561	引 当 金	293,498
そ の 他 有 形 固 定 資 産	5,098,897	退 職 給 付 引 当 金	193,174
無 形 固 定 資 産	66,359	修 繕 引 当 金	100,324
施 設 利 用 権	66,359	流 動 負 債	263,614
そ の 他	0	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	173,555
投 資 そ の 他 の 資 産	131,280	未 払 金	51,211
長 期 貸 付 金	131,280	引 当 金	15,584
流 動 資 産	685,515	賞 与 引 当 金	12,792
現 金 ・ 預 金	532,537	法 定 福 利 費 引 当 金	2,792
未 収 金	139,423	そ の 他 流 動 負 債	23,264
貸 倒 引 当 金	△ 3,490	繰 延 収 益	1,833,913
貯 蔵 品	16,816	長 期 前 受 金	1,833,913
そ の 他 流 動 資 産	229	（ 資 本 の 部 ）	2,412,388
		資 本 金	1,101,222
		自 己 資 本 金	1,101,222
		剰 余 金	1,311,166
		資 本 剰 余 金	967,120
		利 益 剰 余 金	344,046
資 産 合 計	7,030,612	負 債 ・ 資 本 合 計	7,030,612

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成30年3月31日）

[太子水道事業]

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	3,211,220	（ 負 債 の 部 ）	1,031,473
固 定 資 産	2,337,571	固 定 負 債	367,473
有 形 固 定 資 産	2,337,544	企 業 債	312,354
土 地	264,079	引 当 金	55,119
そ の 他 有 形 固 定 資 産	2,073,465	退 職 給 付 引 当 金	55,119
無 形 固 定 資 産	27	修 繕 引 当 金	0
施 設 利 用 権	0	流 動 負 債	68,149
そ の 他	27	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	25,319
投 資 そ の 他 の 資 産	0	未 払 金	35,460
長 期 貸 付 金	0	引 当 金	5,035
流 動 資 産	873,649	賞 与 引 当 金	4,204
現 金 ・ 預 金	827,024	法 定 福 利 費 引 当 金	831
未 収 金	46,775	そ の 他 流 動 負 債	2,335
貸 倒 引 当 金	△ 803	繰 延 収 益	595,851
貯 蔵 品	653	長 期 前 受 金	595,851
そ の 他 流 動 資 産	0	（ 資 本 の 部 ）	2,179,747
		資 本 金	762,260
		自 己 資 本 金	762,260
		剰 余 金	1,417,487
		資 本 剰 余 金	880,783
		利 益 剰 余 金	536,704
資 産 合 計	3,211,220	負 債 ・ 資 本 合 計	3,211,220

平成29年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成30年3月31日）

[千 早 赤 阪 水 道 事 業]

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	1,735,619	（ 負 債 の 部 ）	1,190,967
固 定 資 産	1,605,036	固 定 負 債	541,292
有 形 固 定 資 産	1,605,036	企 業 債	541,292
土 地	103,351	引 当 金	0
そ の 他 有 形 固 定 資 産	1,501,685	退 職 給 付 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	0	修 繕 引 当 金	0
施 設 利 用 権	0	流 動 負 債	152,294
そ の 他	0	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	45,089
投 資 そ の 他 の 資 産	0	未 払 金	103,755
長 期 貸 付 金	0	引 当 金	3,280
流 動 資 産	130,583	賞 与 引 当 金	2,807
現 金 ・ 預 金	9,046	法 定 福 利 費 引 当 金	473
未 収 金	127,215	そ の 他 流 動 負 債	170
貸 倒 引 当 金	△ 7,800	繰 延 収 益	497,381
貯 蔵 品	1,910	長 期 前 受 金	497,381
そ の 他 流 動 資 産	212	（ 資 本 の 部 ）	544,652
		資 本 金	282,925
		自 己 資 本 金	282,925
		剰 余 金	261,727
		資 本 剰 余 金	254,081
		利 益 剰 余 金	7,646
資 産 合 計	1,735,619	負 債 ・ 資 本 合 計	1,735,619

注 記 表（市町村域水道事業）

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

（２）無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

（３）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

（２）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（３）法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

（４）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、回収の可能性を検討し、回収不能見積額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 10,949,866 千円 (四條畷水道事業 6,631,064 千円、太子水道事業 2,822,503 千円、千早赤阪水道事業 1,496,299 千円)
- 2 長期前受金に対する収益化累計額 3,636,976 千円 (四條畷水道事業 2,858,134 千円、太子水道事業 424,323 千円、千早赤阪水道事業 354,519 千円)

Ⅳ. セグメント情報の開示

市町村域ごとに区分して経理していることから、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額 連 結

1 年内 2,727 千円 (1,787 千円)

1 年超 3,359 千円 (775 千円)

計 6,086 千円 (2,562 千円)

[四條畷水道事業]

1 年内 1,436 千円 (1,436 千円)

1 年超 642 千円 (642 千円)

計 2,078 千円 (2,078 千円)

[千早赤阪水道事業]

1 年内 1,291 千円 (351 千円)

1 年超 2,717 千円 (133 千円)

計 4,008 千円 (484 千円)

※()内は長期継続契約(地方自治法第 234 条の 3)によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅶ. その他の注記

修繕引当金の経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第 11 号議案

平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

(総 則)

第1条 平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	169,323,000m ³
(2) 1日平均給水量	468,899m ³
(3) 主要な建設改良事業	
増補改良事業	3,319,922千円
施設拡充工事	大庭浄水場等における施設改良
配水管路設備工事	バイパス配水管の布設等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	8,512,967千円
第1項 営業収益	7,572,403千円
第2項 営業外収益	843,836千円
第3項 特別利益	96,728千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	7,441,835千円
第1項 営業費用	6,773,703千円
第2項 営業外費用	598,132千円
第3項 予備費	70,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,218,288千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額227,545千円、過年度損益勘定留保資金2,469,649千円、減債積立金1,057,605千円及び建設改良積立金2,463,489千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 工業用水道事業資本的收入	159,240千円
第 1 項 工 事 負 担 金	155,036千円
第 2 項 共同施設工事負担金	4,204千円

支 出	
第 1 款 工業用水道事業資本的支出	6,377,528千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,319,922千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,057,606千円
第 3 項 投 資	2,000,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
増 補 改 良 事 業	平成30年度から平成34年度まで	12,599,836 千円
現行システム内容等分析・新システム開発監督委託業務	平成30年度から平成31年度まで	31,537
庭窪浄水場ほか運転管理業務	平成30年度から平成35年度まで	329,172
無停電電源設備整備維持事業	平成30年度から平成43年度まで	1,092
無停電電源設備保守点検事業	平成30年度	448
水処理用薬品購入業務	平成30年度	32,269
浄水発生土運搬業務	平成30年度	2,027
管路漏水工事	平成30年度	15,750
交通誘導委託業務	平成30年度	753
夜間現場監理事業	平成30年度	568
人孔铸铁蓋補修工事	平成30年度	3,000
受 託 工 事	平成30年度から平成34年度まで	5,099,041

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 852,796千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、400,000千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

大阪広域水道企業団企業長 竹 山 修 身

平成２９年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算説明書目次

	頁
予 算 実 施 計 画-----	64
予定キャッシュ・フロー計算書-----	66
給 与 費 明 細 書-----	67
債務負担行為に関する調書-----	71
予 定 貸 借 対 照 表-----	73
予 定 損 益 計 算 書-----	77

平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業収益	1 営業収益		8,512,967	
			7,572,403	
		1 給水収益	7,182,447	(年間水量) 169,323千m ³
		2 営業受託収益	25,780	受託工事収益
		3 その他営業収益	364,176	共同取水場維持管理費用等
	2 営業外収益		843,836	
		1 受取利息	115	
		2 営業外受託収益	197,640	吹田市受託事業
		3 長期前受金戻入	636,026	
		4 雑収益	10,055	賃貸料等
	3 特別利益		96,728	
		1 その他特別利益	96,728	減量廃止負担金

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業費用	1 営業費用		7,441,835	
			6,773,703	
		1 原水費	1,782,672	浄水場、水質管理センターに要する費用
		2 配水費	1,342,602	ポンプ場、事業所に要する費用
		3 総係費	462,739	一般管理費用
		4 議会及び監査費	6,380	
		5 減価償却費	2,455,896	
		6 資産減耗費	252,081	固定資産除却費、たな卸資産減耗費
		7 固定資産保存費	44,267	土地管理費用
		8 営業受託費用	23,436	受託工事費用
	2 営業外費用	9 その他営業費用	403,630	琵琶湖開発施設等維持管理費用負担金
			598,132	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	328,695	企業債利息
		2 営業外受託費用	188,028	吹田市受託事業
		3 雑支出	114	
	3 予備費	4 消費税及び地方消費税	81,295	
			70,000	
		1 予備費	70,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業 資本的収入			159,240	
	1 工事負担金		155,036	
		1 工事負担金	155,036	改良工事原因者負担金
	2 共同施設工事 負担金		4,204	
		1 共同施設工事 負担金	4,204	共同取水場設備工事

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業 資本的支出			6,377,528	
	1 建設改良費		3,319,922	
		1 増補改良費	3,319,922	配水管路設備工事等
	2 企業債償還金		1,057,606	
		1 企業債償還金	1,057,606	
	3 投資		2,000,000	
		1 投資有価証券	2,000,000	投資有価証券運用

平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	833,898
	減価償却費	2,455,896
	資産減耗費	31,128
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 28,437
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 597
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 145
	長期前受金戻入	△ 636,026
	受取利息	△ 115
	支払利息	328,695
	その他の増減額	500
	小計	2,984,797
	利息の受取額	115
	利息の支払額	△ 329,589
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,655,323
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,050,724
	投資有価証券の取得による支出	△ 2,000,000
	工事負担金による収入	143,552
	共同施設工事負担金による収入	3,893
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,903,279
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の償還による支出	△ 1,057,608
	リース債務の返済による支出	△ 25,781
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,083,389
IV	資金増加額 (又は減少額)	△ 3,331,345
V	資金期首残高	16,517,621
VI	資金期末残高	13,186,276

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		〔 職 員 数 〕 職 員 数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	(2) 76	324,440	350,610	675,050	127,575	802,625
	資本勘定支弁職員	0	(0) 5	21,740	19,074	40,814	9,357	50,171
	合 計	0	(2) 81	346,180	※1 369,684	715,864	※2 136,932	852,796
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	(3) 75	319,437	364,696	684,133	130,154	814,287
	資本勘定支弁職員	0	(0) 4	17,353	15,814	33,167	7,532	40,699
	合 計	0	(3) 79	336,790	380,510	717,300	137,686	854,986
比 較	損益勘定支弁職員	0	(△1) 1	5,003	△ 14,086	△ 9,083	△ 2,579	△ 11,662
	資本勘定支弁職員	0	(0) 1	4,387	3,260	7,647	1,825	9,472
	合 計	0	(△1) 2	9,390	△ 10,826	△ 1,436	△ 754	△ 2,190

※1 賞与引当金繰入額54,359千円(損益勘定:50,925千円、資本勘定:3,434千円)及び退職給付費64,719千円(損益勘定のみ)を含む。
 ※2 法定福利費引当金繰入額10,390千円(損益勘定:9,747千円、資本勘定643千円)を含む。

手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	本 年 度	3,460	12,999	43,519	7,657	19,925	952
	前 年 度	3,364	12,392	42,307	7,216	18,944	995
	比 較	96	607	1,212	441	981	△ 43
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	44,673	5,360	3,309	36	163,075	64,719
	前 年 度	40,114	5,279	2,144	36	154,563	93,156
	比 較	4,559	81	1,165	0	8,512	△ 28,437

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明				
給 料	9,390	給与改定に伴う減少分	△ 2,871	給与改定の状況			
				改定率 -0.9%			
				実施時期 平成29年4月1日			
		その他の増加分	12,261	職員増に係る計上額の増加分 8,548千円			
				そ の 他 3,713千円			
				(職員数の異動状況)			
				区 分	現 に 在 職 す る 職 員 数	変 動 数	計
				本 年 度	79 人 (平成28年10月1日現在)	2人	81 人 (平成29年度当初予算定数)
				前 年 度	81 人 (平成27年10月1日現在)	△2人	79 人 (平成28年度当初予算定数)
				増 減	△2 人	4人	2 人
手 当	△ 10,826	制度改正に伴う増減分	1,733	給与改定に伴う増減分			
				扶養手当	配偶者 子	13,800円⇒10,000円 6,500円⇒ 8,000円	△270千円
				勤勉手当	支給割合引上げ 年間4.20月分⇒4.30月分 実施時期 平成28年4月1日 (平成28年度は管理職を除く) 2,411千円		
				その他	△408千円		
		その他の減少分	△ 12,559				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	企 業 職
28年10月1日現在	平均 給 料 月 額 (円) 319,639
	平均 給 与 月 額 (円) 440,118
	平均 年 齢 (歳) 43.6
27年10月1日現在	平均 給 料 月 額 (円) 321,701
	平均 給 与 月 額 (円) 435,392
	平均 年 齢 (歳) 42.5

(2) 初任給の状況

区 分	企 業 職 / 行 政 職
企 業 団 体	高 校 卒 (円) 146,500
	大 学 卒 (円) 180,800
現(市)主たる構成員たる平成29年度一般会計1月1日現在	高 校 卒 (円) 152,900
	大 学 卒 (円) 182,000

(3) 級別職員数及び標準的な職務内容

28 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長 又は技術長 又は理事	
		職員数 (人)	(2) 23	11	(1) 29	11	1	1	0	0	(3) 76
		構成比 (%)	30.3	14.5	38.1	14.5	1.3	1.3	0	0	100.0

29 年 10 月 1 日 現 在	企 業 職	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合 計
		標 準 的 職 務 内 容	主事又は 技師	副主査	主 査	課長補佐	参 事	課 長	部 長	副企業長	
		職員数 (人)	(2) 21	16	(1) 28	10	2	1	0	0	(3) 78
		構成比 (%)	26.9	20.5	35.9	12.8	2.6	1.3	0	0	100.0

※ () は短時間勤務職員数を外数で表記

(4) 昇 給

区 分	企 業 職
職 員 数 (A) (人)	81
昇給に係る職員数 4号給 (B) (人)	64
比 率 (B) / (A) (%)	79.01

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分	企 業 職
28 年 10 月 1 日 現 在	給料総額に対する比率 (%)
	0.2
	支給対象職員の比率 (%)
	21.3
	代表的な特殊勤務手当の名称
	危険現場作業手当、有害物取扱手当、 夜間特殊業務等手当

(6) 期 末 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	
前 年 度	2.025 (1.025)	2.175 (1.175)	4.200 (2.200)	有	
主たる構成団体（堺市）の 一般会計の制度	2.075 (1.050)	2.225 (1.200)	4.300 (2.250)	有	平成29年 1月1日現在

※（ ）は、再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
主たる構成団体 (堺市)の 一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	・病気による特別退職 (2%加算)	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	主たる構成団体 (堺市)の一般会計の 制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同じ	
地 域 手 当	異なる	・支給割合 12% (主たる構成団体（堺市）の一般会計の制度) ・支給割合 10%
住 居 手 当	同じ	
通 勤 手 当	異なる	・交通用具使用者の支給額が異なる

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
平成29年度 増補改良事業	千円 12,599,836	——	千円 ——	平成30年度 ～ 平成34年度	千円 12,599,836	千円 0	千円 0	千円 12,599,836
現行システム内容等分析・ 新システム開発監督委託	31,537	——	——	平成30年度 ～ 平成31年度	31,537	0	0	31,537
庭窪浄水場ほか 運転管理業務	329,172	——	——	平成30年度 ～ 平成35年度	329,172	0	0	329,172
無停電電源設備 整備維持事業	1,092	——	——	平成30年度 ～ 平成43年度	1,092	0	0	1,092
無停電電源設備 保守点検事業	448	——	——	平成30年度	448	0	0	448
水処理用薬品 購入業務	32,269	——	——	平成30年度	32,269	0	0	32,269
浄水発生土運搬業務	2,027	——	——	平成30年度	2,027	0	0	2,027
管路漏水工事	15,750	——	——	平成30年度	15,750	0	0	15,750
交通誘導委託業務	753	——	——	平成30年度	753	0	0	753
夜間現場監理事業	568	——	——	平成30年度	568	0	0	568
人孔铸铁蓋補修工事	3,000	——	——	平成30年度	3,000	0	0	3,000
受託工事	5,099,041	——	——	平成30年度 ～ 平成34年度	5,099,041	0	0	5,099,041
平成28年度 増補改良事業	654,886	——	——	平成29年度 ～ 平成30年度	609,212	0	0	609,212
ストレスチェック等 業務委託	1,953	——	——	平成29年度 ～ 平成31年度	1,643	0	0	1,643
平成27年度 増補改良事業	1,610,083	平成28年度	913,098	平成29年度	39,750	0	0	39,750
保全・図面情報管理 システム整備維持事業	3,920	平成28年度	0	平成29年度 ～ 平成37年度	2,924	0	0	2,924
自動検針システム 維持事業	1,043	平成28年度	159	平成29年度 ～ 平成33年度	875	0	0	875
職員健康診断等委託	5,535	平成28年度	734	平成29年度 ～ 平成31年度	2,202	0	0	2,202

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	企 業 債	そ の 他
総務業務センター(SGC)運営委託	50,609	平成28年度	7,718	平成29年度 ～ 平成32年度	27,157	0	0	27,157
平成26年度 増補改良事業	3,223,978	平成27年度 ～ 平成28年度	1,146,085	平成29年度 ～ 平成30年度	149,150	0	0	149,150
監視制御設備整備維持事業 新送水管理センター (村野)	2,664	平成28年度	78	平成29年度 ～ 平成36年度	632	0	0	632
非常用自家発電 施設整備維持事業	93,859	平成27年度 ～ 平成28年度	7,995	平成29年度 ～ 平成41年度	83,341	0	0	83,341
水道残渣有効利用関連 施設整備運営事業	14,822	平成26年度 ～ 平成28年度	3,148	平成29年度 ～ 平成32年度	3,074	0	0	3,074
監視制御設備 維持事業	175	平成26年度 ～ 平成28年度	34	平成29年度 ～ 平成36年度	75	0	0	75
自動検針システム 維持事業	2,740	平成26年度 ～ 平成28年度	965	平成29年度 ～ 平成33年度	1,749	0	0	1,749
計算機設備 整備維持事業	473	平成26年度 ～ 平成28年度	210	平成29年度 ～ 平成30年度	102	0	0	102
浄水場水質計器棟 無停電電源設備 整備維持事業	4,935	平成25年度 ～ 平成28年度	326	平成29年度 ～ 平成44年度	2,657	0	0	2,657
浄水場防犯設備 整備維持事業	12,375	平成25年度 ～ 平成28年度	2,643	平成29年度 ～ 平成33年度	5,832	0	0	5,832
浄水場中央監視制御 設備整備維持事業	4,428	平成24年度 ～ 平成28年度	568	平成29年度 ～ 平成33年度	745	0	0	745
水道残渣有効利用関連 施設整備運営事業	410,729	平成24年度 ～ 平成28年度	224,256	平成29年度 ～ 平成32年度	186,473	0	0	186,473
無停電電源設備 整備維持事業	4,470	平成24年度 ～ 平成28年度	336	平成29年度 ～ 平成43年度	2,197	0	0	2,197
監視制御設備 維持事業	4,037	平成24年度 ～ 平成28年度	1,355	平成29年度 ～ 平成36年度	2,682	0	0	2,682
自動検針システム 維持事業	127,726	平成24年度 ～ 平成28年度	58,719	平成29年度 ～ 平成33年度	64,848	0	0	64,848
計算機設備整備 維持事業	15,969	平成24年度 ～ 平成28年度	11,827	平成29年度 ～ 平成30年度	4,142	0	0	4,142

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表（当年度分）
（平成30年3月31日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	73,176,518	（ 負 債 の 部 ）	30,544,350
固 定 資 産	59,104,639	固 定 負 債	15,988,880
有 形 固 定 資 産	54,216,127	企 業 債	15,061,286
土 地	2,563,877	長 期 リ ー ス 債 務	48,831
その他有形固定資産	51,652,250	引 当 金	874,870
無 形 固 定 資 産	877,557	退 職 給 付 引 当 金	874,870
施 設 利 用 権	877,557	共 同 施 設 工 事 負 担 金	3,893
投資その他の資産	4,010,955	流 動 負 債	3,059,976
投 資 有 価 証 券	4,000,000	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	1,076,739
出 資 金	5,000	短 期 リ ー ス 債 務	28,999
破 産 更 生 債 権 等	17,896	未 払 金	1,146,828
貸 倒 引 当 金	△ 17,707	引 当 金	64,749
そ の 他 資 産	5,766	賞 与 引 当 金	54,359
流 動 資 産	14,071,879	法 定 福 利 費 引 当 金	10,390
現 金 ・ 預 金	13,186,276	そ の 他 流 動 負 債	742,661
未 収 金	675,380	繰 延 収 益	11,495,494
貯 蔵 品	102,757	長 期 前 受 金	11,216,358
そ の 他 流 動 資 産	107,466	建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	279,136
		（ 資 本 の 部 ）	42,632,168
		資 本 金	30,997,867
		自 己 資 本 金	30,997,867
		剰 余 金	11,634,301
		資 本 剰 余 金	658,725
		利 益 剰 余 金	10,975,576
資 産 合 計	73,176,518	負 債 ・ 資 本 合 計	73,176,518

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等については、当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額を控除した額を、それぞれ計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

重要な非資金取引はない。

Ⅲ. 予定貸借対照表等関連

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 有形固定資産に対する減価償却累計額 | 61,782,307 千円 |
| 2 長期前受金に対する収益化累計額 | 28,317,723 千円 |

Ⅳ. セグメント情報の開示

単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載を省略している。

Ⅴ. 減損損失関連

該当なし

Ⅵ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成 26 年 3 月 31 日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 2,710 千円 (2,710 千円)

1 年超 2,478 千円 (2,478 千円)

計 5,188 千円 (5,188 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

4 売買取引に準じた処理を行っているファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内 48,831 千円 (48,831 千円)

1 年超 28,999 千円 (28,999 千円)

計 77,830 千円 (77,830 千円)

※ () 内は長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）によるリース取引に係る未経過リース料で、各年度の予算の範囲内で負担すべき未経過リース料

Ⅶ. その他の注記

退職給付引当金の取崩し

平成 29 年度において、退職手当として 93,156 千円を支給することとなるため、退職給付引当金を同額取り崩す。

平成 2 8 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定貸借対照表（前年度分）
（平成 29 年 3 月 31 日）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
（ 資 産 の 部 ）	73,924,471	（ 負 債 の 部 ）	32,126,201
固 定 資 産	56,520,747	固 定 負 債	17,102,478
有 形 固 定 資 産	53,590,001	企 業 債	16,138,025
土 地	2,525,276	長 期 リ ー ス 債 務	61,146
その他有形固定資産	51,064,725	引 当 金	903,307
無 形 固 定 資 産	919,791	退 職 給 付 引 当 金	903,307
地 上 権	541	流 動 負 債	3,035,755
施 設 利 用 権	919,250	一 年 内 償 還 予 定 企 業 債	1,057,608
投資その他の資産	2,010,955	短 期 リ ー ス 債 務	26,350
投資有価証券	2,000,000	未 払 金	1,146,828
出 資 金	5,000	引 当 金	61,414
破 産 更 生 債 権 等	17,896	賞 与 引 当 金	51,522
貸 倒 引 当 金	△ 17,707	法 定 福 利 費 引 当 金	9,892
そ の 他 資 産	5,766	そ の 他 流 動 負 債	743,555
流 動 資 産	17,403,724	繰 延 収 益	11,987,968
現 金 ・ 預 金	16,517,621	長 期 前 受 金	11,852,384
未 収 金	675,380	建 設 仮 勘 定 長 期 前 受 金	135,584
貯 蔵 品	103,257	（ 資 本 の 部 ）	41,798,270
そ の 他 流 動 資 産	107,466	資 本 金	30,997,867
		自 己 資 本 金	30,997,867
		剰 余 金	10,800,403
		資 本 剰 余 金	658,725
		利 益 剰 余 金	10,141,678
資 産 合 計	73,924,471	負 債 ・ 資 本 合 計	73,924,471

平成２８年度大阪広域水道企業団工業用水道事業予定損益計算書（前年度分）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
営 業 費 用	6,052,632	営 業 収 益	7,106,568
原 水 費	1,303,799	給 水 収 益	6,737,008
配 水 費	1,141,330	営 業 受 託 収 益	29,438
総 係 費	521,435	そ の 他 営 業 収 益	340,122
議 会 及 び 監 査 費	8,666	営 業 外 収 益	684,202
減 価 償 却 費	2,621,304	受 取 利 息	6,556
資 産 減 耗 費	95,478	長 期 前 受 金 戻 入	667,827
固 定 資 産 保 存 費	32,874	雑 収 益	9,819
営 業 受 託 費 用	27,124	特 別 利 益	20,407
そ の 他 営 業 費 用	300,622	そ の 他 特 別 利 益	17,810
営 業 外 費 用	354,829	過 年 度 損 益 修 正 益	2,597
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	354,672		
雑 支 出	157		
特 別 損 失	189		
過 年 度 損 益 修 正 損	189		
予 備 費	70,000		
当 年 度 純 利 益	1,333,527		
合 計	7,811,177	合 計	7,811,177